



商業簿記教科書

卷下



始



特

287
408

商業簿記教科書

卷下

特

43116
550

商學士吉田良三著



商業簿記教科書

卷下

大正
12. 2. 6
内交

東京株式會社
同文館藏版

緒言

- (一) 本書は拙著甲種商業簿記教科書中卷に對し第三回目の改訂を施すと同時に其書名を改めたるものなり。舊名より甲種の二字を除き單に商業簿記教科書となせるは、從來實業學校が甲乙二種に區別され居りたるを今回此區別が廢止されたるに因るなり。
- (二) 舊甲種商業簿記教科書は商業簿記と銀行簿記とを通じ上中下三卷に分ち、上中二卷を商業簿記に下卷を銀行簿記に充てたるも、今回改名と同時に兩者を分離獨立せしめ、一を商業簿記教科書、他を銀行簿記

教科書とせり。

(三) 而して商業簿記教科書は上下二巻に分ち、各巻一學年毎週二時間の授業を標準として編纂し、上巻にては簿記總論・單式簿記及複式簿記の大様を記述し、下巻にては勘定科目・帳簿・決算及記帳例題の四編に分ちて複式簿記を詳述す。

(四) 改名の本書が舊甲種商業簿記教科書中巻に比し改訂に依て其内容を著しく變へたるは第四編勘定科目の大部分にして、尙第五編帳簿及第六編決算の項に於ても其内容面目を一變せし章節尠からず。

大正十二年一月

著者誌

商業簿記教科書下巻目次

第四編 勘定科目

第一章 勘定分類法

- (一) 財産勘定と資本勘定 一
- (二) 貸借對照表勘定と損益勘定 二
- (三) 實在勘定と名目勘定 三

復習問題 八

第二章 財産勘定

- 第一節 動産不動産に係るもの 九
 - 第二節 債權債務に係るもの 一五
- 復習問題 二三

第三章 資本主勘定

目次

資本主勘定 二四

第一節 會社資本金勘定……………二四

第二節 會社純損益金處分に係る勘定……………三〇

復習問題……………三七

第四章 損益勘定……………三九

(一) 損益勘定分類上注意事項……………四〇

(二) 損費が資産視さるゝ場合……………四一

復習問題……………四二

第五章 統轄勘定……………四三

(一) 總 說……………四三

(二) 統轄勘定の便益……………四四

(三) 統轄勘定運用施設……………四五

復習問題……………四六

第六章 商品勘定の分割……………四七

第一節 分割法……………四八

第二節 賣買損益算定法……………五〇

復習問題……………五五

第七章 委託賣買……………五六

第一節 委託者側の記帳……………五六

第二節 受託者側の記帳……………五九

第八章 組合勘定……………七〇

第一節 總 說……………七〇

第二節 記帳法……………七一

復習問題……………八四

第九章 仕譯練習問題……………八五

第五編 帳簿……………九二

第一章 仕譯帳の分割……………九二

第二章 特別仕譯帳……………九四

第一節 現金出納帳……………九五

第二節 仕入帳……………一〇一

第三節 賣上帳……………一〇五

 復習問題……………一一〇

第三章 普通仕譯帳……………一二三

 復習問題……………一二八

第四章 元帳……………一二九

第一節 元帳の性質及様式……………一二九

第二節 元帳の分割……………一三一

第三節 勘定口座排列順序及轉記法……………一三三

 復習問題……………一三四

第五章 特別欄の利用……………一三五

第一節 仕譯帳に特別欄の利用……………一三五

第二節 元帳に特別欄の利用……………一三五

 復習問題……………一三六

第六章 帳簿の種類及組織……………一三八

 復習問題……………一四三

第七章 取引證憑書及分課制度と帳簿との關係……………一四四

第一節 取引證憑書と帳簿との關係……………一四四

第二節 分課と帳簿との關係……………一四五

 復習問題……………一四八

第八章 カード式及ルーズリーフ式……………一四九

第一節 カード式の構造及特徴……………一四九

第二節 ルーズリーフ式の構造及特徴……………一五五

第三節 兩式利用の範圍……………一五七

復習問題……………一五八

第九章 商業帳簿に関する法規……………一五九

復習問題……………一六二

第六編 決算……………一六三

第一章 試算表……………一六三

第一節 職分種類及調製時期……………一六三

第二節 試算表の發見し得る誤謬……………一六五

第三節 試算表の發見し能はざる誤謬……………一六七

復習問題……………一六九

第二章 棚卸整理事項……………一七〇

第一節 商品の棚卸……………一七一

第二節 減價償却……………一七二

第三節 未拂費用の整理……………一七四

第四節 未經過費用の整理……………一七六

第五節 未收利益の整理……………一七八

第六節 未經過利益の整理……………一七九

第七節 賣掛金に對する貸倒準備金……………一八一

復習問題……………一八二

第三章 財産目録……………一八三

第一節 財産目録に記載すべき事項……………一八三

第二節 財産目録と貸借對照表との差異……………一八四

第三節 財産目録の調製法……………一八六

第四章 貸借對照表……………一八七

第一節 貸借對照表の本質……………一八七

第二節 貸借對照表の調製法……………一八九

第五章 損益計算表……………一九二

第一節 損益計算表の調製法……………一九一

第二節 損益計算表の見方……………一九五

復習問題……………一九七

第七編 記帳例題……………一九八

第一例題……………一九八

第二例題……………二〇六

第三例題……………二〇六

第四例題……………二〇六

目次畢

商業簿記教科書 下卷

商學士 吉田良三著



第四編 勘定科目

第一章 勘定分類法

勘定科目とは既に上巻にて述べたるが如く取引の仕譯に當り其借方及貸方の項目に附する名前にして勘定とは計算科目とは部類種目の意味なり。斯くて勘定科目は複式簿記上の計算單位にして元帳には各勘定に對し其借方金額と貸方

第四編 勘定科目 第一章 勘定分類法

金額とを集め記録する場所が與へられ、之を勘定口座と稱す。勘定の基礎的分類法には種々ありて、重なるものは次の如し。

(一) 財産勘定と資本勘定

此分類法は既に上巻にて述べたる所にして、**財産勘定** (Goods Accounts) とは資産及負債に係る諸勘定の總稱なるが故、更に之を**資産勘定**と**負債勘定**との二つに分類するを得べし。次に**資本勘定** (Proprietorship Accounts) とは事業の資産總額が其負債總額に超過する正味財産高に係る諸勘定にして、**資本金**・**積立金**の如き確定性のものと**損費**・**利益**の如き一時性のものがあるが故、更に之を**資本主勘定**と**損益勘定**との二つに分類するを得べし。

(二) 貸借対照表勘定と損益勘定

之は各勘定の結果が最後に歸着する決算報告表の立場よりなせる分類にして、**貸借対照表勘定** (Balance Sheet Accounts) とは貸借対照表に現はるべき諸勘定の總稱、

又**損益勘定** (Profit & Loss Accounts) とは損益計算表に現はるべき諸勘定の總稱たり。従て前者は更に之を**(一) 資産勘定**・**(二) 負債勘定**・**(三) 資本主勘定**の三つに、後者は**(一) 損費勘定**・**(二) 利益勘定**の二つに分類するを得べし。

(三) 實在勘定と名目勘定

實在勘定 (Real Accounts) とは有形たると無形たるを問はず實際に存在する物を現はす勘定の總稱にして、事業の財政を構成する**資産負債**及**資本主**に係る諸勘定は總て之に屬す。名目勘定 (Nominal Accounts) とは**賣上収益**・**收入**・**手数料**・**營業費**・**支拂**・**保險料**等の如く單に名前丈の勘定にして、**資産負債**及**資本主**・**事業主**に對する**義務**の如き實在する物件及權利義務を現はす勘定にあらざるなり。斯くて事實上實在勘定は**貸借対照表勘定**に又**名目勘定**は**損益勘定**に合致するものとす。

或勘定例へば**商品勘定**の如きは所謂**混合勘定**として**財産勘定**と**資本勘定**又は**實在勘定**と**名目勘定**の双方に屬し、又**決算**の際純損益**金算出**の爲め設くる**集合損益勘定**の如きは右分類の孰れにも屬せざるの觀あるも、前者は**期末**の欄卸高記入

に依て資産と損益との兩者に分離され、後者も亦決算締切に依て其結果が資本主勘定に振替へらるゝ故、上掲基礎的分類を破壊するものにあらず。

以上孰れかの基礎的分類の下に取引の仕譯記帳上使用する勘定を更に適當に分類設定するを要し、其巧拙は會計整理の上に直接至大の關係を有するものとす。而して之を如何に分類設定すべきかは決算報告表が如何なる程度の内容に作らるゝか、最も密接の關係を有する故、勘定分類に就ては先づ以て貸借對照表及損益計算表が如何なる程度の内容に作らるゝかを決定するを要す。尙次に記載する諸項は勘定の分類設定に當り注意すべき事項たり。

- (一) 勘定の名前は之に依て表示せんとする事項の種類性質を成るべく正確に表彰し得る様選定する事
- (二) 同一勘定の下に種類性質の異なる項目を包含せしめざる事
- (三) 同一事項を表彰する勘定は一會計期間を通じ同一の名前を以てし、中途に於て猥りに之を變更せざる事

今貸借對照表勘定及損益勘定なる基礎的分類の下に商業簿記に係る勘定分類の

一例を示せば次掲の如し。

貸借對照表勘定

(一) 資産勘定	(二) 負債勘定	(三) 資本主勘定
固、定、資、産、 流、動、資、産、 繰、延、資、産、 固、定、負、債、 流、動、負、債、 繰、延、負、債、	土、地、 建、物、 什、器、 造、作、等、 現、金、 當、座、預、金、 有、價、證、券、 受、取、手、形、 賣、掛、代、金、 未、收、入、金、 商、品、 貯、藏、品、等、 未、經、過、保、險、料、 未、經、過、廣、告、料、 創、業、費、等、 社、債、 長、期、借、入、金、等、 短、期、借、入、金、 支、拂、手、形、 買、掛、代、金、 預、り、金、 未、拂、金、等、 未、經、過、收、入、割、引、料、 未、經、過、收、入、賃、貸、料、等、	土、地、 建、物、 什、器、 造、作、等、 現、金、 當、座、預、金、 有、價、證、券、 受、取、手、形、 賣、掛、代、金、 未、收、入、金、 商、品、 貯、藏、品、等、 未、經、過、保、險、料、 未、經、過、廣、告、料、 創、業、費、等、 社、債、 長、期、借、入、金、等、 短、期、借、入、金、 支、拂、手、形、 買、掛、代、金、 預、り、金、 未、拂、金、等、 未、經、過、收、入、割、引、料、 未、經、過、收、入、賃、貸、料、等、 對、事、業、主、責、務、 資、本、金、 諸、積、立、金、 純、益、金、 對、事、業、主、權、利、 未、拂、込、資、本、金、 缺、損、金、

損益勘定

(一) 利益勘定

営業収益 商品売上収益(売上勘定)
 収入手数料 (問屋業の場合)
其他の収益 収入利息 収入手数料 収入地代家賃
 有價証券収益 商品外の資産販賣益等

売上原価 (仕入勘定)

(二) 損失勘定

販賣費 廣告費 見本費 商品發送費
 販賣手数料 販賣部給料旅費 倉敷料
 得意先接待費 販賣雜費等
總係費 重役以下事務員給料旅費 通信費 税金
 電信電話料 消耗品費 印刷費 修繕費
 支拂利息 支拂割引料 減價償却費等

一 固定資産 (Fixed Assets) とは事業繼續中は處分して現金となし得ざる資産の總稱にして、營業用土地建物等之に屬す。此種資産の特色として土地を除き他は皆其使用と時の経過とに因り減價を生じ、毎決算期に之を償却するを要す。

一 流動資産 (Current Assets) とは現金及事業繼續中現金に替へ得る資産の總稱にして、賣掛代金受取手形商品等之に屬す。

一 繰延資産 (Deferred Assets) とは各年度の損益計算を正確に行ふ爲め利息・保険料等の経費が前拂され居る時、決算に際し右支拂額中未經過期間に相當する部分を其年度の損益計算に組入れず、一時資産として次期に繰越せるものなり。

一 固定負債 (Fixed Liabilities) とは長期債務即ち債務發生日より其満期日到來迄の期間が長きものなり。

一 流動負債 (Current Liabilities) とは債務發生日より其満期日迄の期間が短きものにして、次の營業期間中には支拂日の到來する短期債務のことなり。

一 繰延負債 (Deferred Liabilities) とは次期に係る利益が當期に前收され居る時、期末決算の際之を當期の損益計算に組入れず、一時准負債として次期に繰越せるも

のなり。

復習問題

- (1) 勘定科目の基礎的分類如何
- (2) 實在勘定と名目勘定との區別を説明すべし
- (3) 資本主勘定と損益勘定との區別及關係を説明すべし
- (4) 貸借對照表勘定とは何ぞや
- (5) 商品勘定の所屬分類を問ふ
- (6) 取引の仕譯記帳上設定さるゝ勘定の分類は何を標準として決せらるゝや
- (7) 勘定の分類設定上注意すべき事項を列舉せよ
- (8) 固定資産と流動資産との區別及各所屬勘定名を列舉せよ
- (9) 固定負債と流動負債との區別及各所屬勘定名を列舉せよ
- (10) 繰延資産及繰延負債とは何ぞや

第二章 財産勘定

本章にては財産勘定を前章記載の分類法に據らず、便宜上動産不動産に係るものと債權債務に係るものとに區別し、右分類下に上巻にて未だ説明せざりし勘定中の特殊なるものにつき其性質及仕譯法を説明すべし。

第一節 動産不動産に係るもの

(一) 小拂資金勘定

Petty Cash *10

通貨の受授に伴ふ手數不便・危険を避くる爲め、通常商人は一切の支拂を小切手に依てなし、現金に依るを要する小口の費用支拂に就ては用度掛 (Petty Cashier) なるものを設け、之に會計課より一定の現金を前渡し置き、日常起る小口の費用例へば郵税・電信料・文房具代・瓦斯電燈代・乗車賃等の支拂を總て此現金より支拂はしむるものとす。斯る資金のことを小拂資金又は小口現金と稱し、用度掛にては

小拂資金出納帳なる補助帳簿を設け之に日々の支拂を詳細に記帳し置き、月末に至り其期間の支拂額を會計課に報告して再び資金の補給を受くるものとす。而して此資金の取扱法には次の二法ありて、普通には第二法が採用せらる。

(第一法) 前渡額を一定せず毎月の仕拂額に應じて月々之を變更するもの

(第二法) インプレスト・システム (Imprest system) と稱して、前渡額を常に一定し置き、月末に支拂額の報告ありたる時之と同額の現金を補給し、毎月始の資金を最初の前渡額に回復せしむるもの

此勘定の仕譯法は最初小切手にて一定額を用度掛へ前渡せる時之を小拂資金勘定の借方と當座預金勘定の貸方とに記入し、月末に用度掛より支拂額の報告を受け同金額の補給をなしたる時には、一旦其支拂額につき營業費勘定又は營業費を分割せる諸經費勘定の借方と小拂資金勘定の貸方とに記入し、更に補給額につき小拂資金勘定の借方と當座預金勘定の貸方とに記入する方法と、又は斯く二つの仕譯記入をなさずして、恰も補給額にて營業費を支拂ひたるが如く營業費勘定の借方と當座預金勘定の貸方とに記入するに止め、小拂資金勘定は最初の前渡額

小拂資金出納帳

借方	日附	摘要	借方	内					貸方
				郵便	電信料	文具費	税金	乗車賃	
300.00	10 1	受入額							
	2	郵便切手百枚	3.00	3.00					
	3	記帳用ペーパー十打	8.00		8.00				
	4	水道税	6.00						
	5	電車回数券	4.60			6.00		4.60	
	6	電話工夫心付 (以下省略)	1.00						1.00
		合計	265.00	24.00	48.00	60.00	45.00	25.00	63.00
		残高	35.00						
300.00			300.00						
35.00	11 1	前月繰越							
265.00	"	補給受入額							

を一回借方に記入するのみに止むる記帳法とあり。

(二) 貯藏品勘定

Stores a/c

貯藏品とは營業上消費さるゝ物品が將來或期間の消費に充つる爲め一度に大量にて買入れ貯藏さるゝ場合に於て之を處理するに設くる勘定にして、例へば商店會社にて冬季暖爐用石炭木炭其他事務用消耗品を大量に買入れたる場合の如し。此勘定口座への記入法は買入れたる時其原價を以て借方に記入し、一時之を資産として處理し置き、毎月末に其消費高を取調べ之を營業費其他の損益勘定に振替へ此勘定の貸方に記入す。故に此勘定口座の貸借差額は借方に生じ貯藏物品の残高を現はすなり。

(三) 未着商品勘定

Goods to Arrive a/c

未着商品とは遠隔の土地にて買入れたる商品を手許に到着する迄の間、即ち其運送中にある間手許に有する商品と一時記帳上區別して處理するため設くる勘

定にして、到着後は商品勘定又は仕入勘定に振替へらるゝものとす。而して此勘定の記入法は斯る商品を買入れたる時借方に記入し、到着して商品勘定に振替へられたる時貸方に記入す。若し運送中の商品を其代表證券たる船荷證券若しくは貨物引換證に依て未着の儘賣却せし場合には、其賣價が此口座の貸方に記入せられ、其結果貸借差額は未着商品賣買損益を現はすことゝなるべし。

(四) 土地勘定

Land a/c

土地と建物とは如何なる事業の經營にも必要な固定資産にして互に密接の關係あるも、土地には減價なきに反し、建物には其使用に基く消耗毀損及歲月の経過に伴ふ朽腐の爲め減價を生じ、毎決算期には之に對する相當の償却を行ふを要す。故に土地と建物とは別勘定に依り區別して處理するを可とす。

土地勘定への記入は之を他人より買入れたる時、其買入原價は元より登記料其他周旋人手數料等其買入に係る費用をも亦原價の一部と看做して借方に記入す。尙建物の敷地として買入れたる土地に就ては、其地價・測量・埋立・護岸工事・樹木植付

等に係る費用其他土地の改良に係る費用をも亦總て此勘定の借方に記入す。而して萬一所有地所の一部を處分賣却したる場合には、其代價を原價と土地賣買損益とに分ち、之が原價を以て此勘定の貸方に記入すべきものとす。

(五) 建物勘定

Buildings %/o

建物は之を他人より買受け取得することあるも、普通には自己の營業に適當する様之を新築取得するものとす。而して新築は多數の場合一定の代金にて建築請負業者に之を請負はしむるを常とす。斯くて建物が新築さるゝ場合に於て其竣工迄に支拂ふ金額は一時新築費勘定に依て處理し置き、全部竣工の曉全支出額を以て新築費勘定を建物勘定に振替ゆるものとす。

(一) 清水組と建物新築工事契約を結び右請負代金五萬圓を竣工迄に前後四回に分ち支拂ひたりとせば、毎支拂の都度次の仕譯記入が行はる。

(借) 建築費 12,000 (貸) 現金 12,000

(二) 前記新築竣工、建物の引取をなし新築費を本勘定に振替ゆ

(借) 建物 50,000 (貸) 建築費 50,000

建物には其使用に依り又歲月の經過に依り漸次物質的破損朽腐を生ずるが故絶へず之に修繕を加ふるを要し、修繕費が一種の營業經費として損益勘定に屬するは勿論なり。然るに建物には屢々單純の修繕にあらずして改築又は模様替等の工事が施さるゝことありて、之等の場合には其結果建物の價額が幾分か増加するが故、其支出の一部は之を建物の價額に加へ資産として處理せざるべからず。

第二節 債權債務に係るもの

(一) 預け金勘定

Deposits %/o

茲に預け金とは銀行への預け金にして、本邦銀行が取扱ふ預金の種類には(一)當座預金(二)特別當座預金(三)定期預金(四)通知預金(五)別段預金等の數種あり。之等預金中商人の營業會計に直接關係あるは當座預金なりとす。

當座預金とは預け主が何時にても自由に引出し得る預金にして、特色は其引出

に小切手を使用する點にあり。従て他人に支拂をなす時には小切手に其支拂ふべき金額を記入して振出し、之を相手方に交付し銀行をして自己預け金より之が支拂をなさしめ、又他人より小切手にて支拂を受けし時には之を取引銀行に渡して取立て其金額を自己預金に加入せしむ。斯くて商人は銀行との當座取引に依て現金保管の手數、危険費用を免れ、又通貨の受授に伴ふ一切の手數不便を除去するを得るなり。

當座預金残存せざる時又は其残存高を超過して振出す小切手は振宛銀行にて之が支拂を拒絶せらるべし。然れども斯る場合にても豫め取引銀行と期間を定め當座借越契約を締結し置く時は、其期限中借越極度に達する迄は預金残高以上に小切手を振出し所要の金額を借出すことを得、尙何時にても其預金勘定への拂込をなすことに依て之が返済をなし得るなり。而して當座預金には毎日の最低又は最終残高に對し日歩計算にて預け日數に應ずる利息が支拂はるゝものにして、普通年二回、五月及十一月の末に於て之が計算せられ當座勘定に振込まる。従て當座借越額に對しては反對に銀行へ其借越日數に應ずる利息を支拂はざるべ

からず。此勘定への記入は預入れたる時借方に、小切手を振出したる時貸方に記入す。故に貸借差額は普通借方に生じ預金残高を現はすも、若し當座借越となれる場合には差額が貸方に生ずべし。故に借越額を當座借越勘定を設け處理することとせば、此勘定の残高は常に借方に生ずるものとす。

(二) 手形勘定

Bills *a/c*.

手形上の債權債務を處理する勘定は受取手形及支拂手形の二勘定にして、之等兩勘定に係る一般的仕譯法に就ては既に上巻第九章手形の項にて説明せしが故、茲には手形に關する特別の場合に就てのみ補充的説明をなすべし。

(一) 手形を他人に裏書譲渡し又は銀行にて割引せし時其償還債務を現はす仕譯法
所有手形を満期日前に他人へ裏書譲渡し又は資金調達上取引銀行にて割引したる時には、若し満期日に至り之が不渡となれば裏書人として該手形の所持人に對し之を償還すべき義務を負ふものとす。而して普通に行はるゝ仕譯法にては此義務は一切記帳せざるも、斯る償還債務を多額に有する場合には此事實

を帳簿に現はすを可とす。

例へば今金貳千圓の受取手形を取引銀行にて割引せし時、普通には次の如き仕
譯をなし償還債務は全然記帳せざるなり。

(借)	時原債令	1,950	(貸)	受取手形	2,000
	割引金	50			

右に對し裏書讓渡に依て生ずる裏書人の償還債務を記帳するには此取引を次
の如く仕譯するを要す。

(借)	時原債令	1,950	(貸)	受取手形割引勘定	2,000
	割引金	50			

即ち受取手形割引勘定を貸方に起し之に依て償還義務を現はし、受取手形勘定
は之を消滅せしめず其まゝに残し置き、満期日に至り手形が支拂人に依て無事
に支拂はれたる時、次の仕譯記帳の下に兩勘定を相殺帳消となすなり。

(借)	受取手形割引勘定	2,000	(貸)	受取手形	2,000
-----	----------	-------	-----	------	-------

(二) 手形が不渡となりし場合及不渡手形の償還を受けたる場合の各仕譯法

時として所有手形が不渡となることあり。即ち満期日に取立のため手形を支
拂人に呈示したる時、其支拂が拒絶せらるゝこと往々之あり。斯る場合の記帳
法は該手形が元、支拂人より受入れたるものなれば受取手形勘定を支拂人の人
名勘定に振戻すべきも、若し其手形に裏書人が存在し同人に對して償還請求を
なしたる時には、受取手形勘定を支拂人の人名勘定に振替ゆる代りに裏書人の
人名勘定又は不渡手形勘定に振替ゆるを可とす。尙、手形金額の外償還請求に
要せし費用をも亦同勘定の借方に記入するものとす。

而して不渡手形に對し償還義務者より其償還を受けたる場合には、之が不渡
手形勘定の貸方に記入され、此際其手形の満期日以後の日數に對する法定利息
の受入は利息勘定に依て處理せらる。

(一) 田村商店振出、河村商店裏書約束手形金參千圓不渡となりしに依り裏書人に
對し償還請求をなす、右償還請求諸入費金五圓現金にて支拂ふ

(借)	不渡手形	3,005	(貸)	受取手形	3,000
				現金	5

(二) 河村商店より前記不渡手形の償還を受く、請求金額金參千〇五圓外に満期日後の法定利息金壹圓共に現金にて受取る

(借) 現 金	3,006	(貸) 不渡手形	3,005
		利 息	1

(三) 假拂金勘定 (四) 假受金勘定

假拂金とは營業上或支出をなしたる時之を其當時確定勘定にて處理する能はざる場合に、其確定する迄の間一時處理する勘定にして、例へば商品買入のため代金の一部を豫め手附金として支拂ひたる場合の如き、或は店主店員の旅行に際し旅費の假拂をなせし場合の如き、或は使用人のため一時立替をなせし場合の如き、何れも此勘定にて處理せらるゝなり。故に此勘定口座には假拂をなせし時其金額を借方に記入し、後日其假拂金の支途定まり確定勘定に振替へたる時之を貸方に記入す。従て貸借差額は借方に生じ資産に屬するものとす。假受金とは假拂金と反對にして、即ち營業上他より受入れたる金銭が其當時之

を處理すべき勘定の確定せざる時、之が確定する迄一時其収入を處理する勘定にして、例へば或取引につき他より保證金又は手附金を受入れたる場合の如き、或は發送者の姓名を記さざる送金爲替を受入れたる場合の如し。故に此勘定口座には他人より假受をなしたる時其金額を貸方に記入し、之が確定勘定に振替へられたる時借方に記入す。故に、貸借差額は貸方に生じ債務を現はすものとす。

(五) 未収入金勘定 (六) 未拂金勘定

未収入金勘定とは得意先以外の者に對する掛債權を總括處理するものにして、例へば不用物品又は土地建物を平素取引關係なき者に賣却したる場合に於て、其代金未收額の如き、或は預け金貸付金に係る利息受取債權の如き、或は保險會社より保險金の支拂はるゝこと確定したる場合に於て其受取債權の如き、すべて此勘定にて處理さるゝものとす。故に此勘定口座への記入法は債權發生額が借方に其回收額が貸方に記入され、貸借差額は借方に生じ此種債權未收高を現はし資産に屬するものとす。

未拂金勘定とは平素取引關係なき者に對する掛債務を總括處理するものにして、例へば地所建物什器有價證券等の動産不動産を買入れたる場合に於ける代金未拂額の如き、或は廣告料保険料等の經費未拂額の如き、すべて此勘定にて處理するものとす。故に此勘定口座への記入法は此種債務發生額が貸方に其支拂額が借方に記入され、貸借殘高は貸方に生じ負債を現はすものとす。

復習問題

- (1) 營業上日常發生する小口費用の支拂法及之が記帳法如何
- (2) 小拂資金の取扱に係るインプレスト、システムを説明すべし
- (3) 貯藏品勘定は如何なる場合に設定する勘定なりや
- (4) 未着商品の性質及此勘定の仕譯法如何
- (5) 土地と建物とを別勘定にて處理する理由如何

- (6) 土地勘定の借方及貸方に記入さるゝ事項を問ふ
- (7) 建物新築につき其竣工迄に係る支出は如何に仕譯記帳すべきや
- (8) 手形の裏書讓渡をなしたる際其償還義務を現はす仕譯法如何
- (9) 手形が不渡となり償還請求をなしたる場合及之が償還されたる場合の仕譯法を問ふ
- (10) 假拂金勘定の性質及此勘定が設定さるゝ場合を例示すべし
- (11) 假受金勘定の性質及此勘定が設定さるゝ場合を例示すべし
- (12) 未收入金勘定の性質及此勘定が設定さるゝ場合を問ふ
- (13) 未拂金勘定の性質及此勘定が設定さるゝ場合を問ふ

第三章 資本主勘定

資本主勘定とは事業が事業主即ち出資者に對する責務 (Accountability) を現はすものにして、個人商店の會計に於ける資本主勘定に就ては既に上巻にて説明せしが故、茲には専ら會社の會計に於ける資本主勘定につき説明すべし。而して會社の資本主勘定は之を資本金に係るものと純損益金の處分に係るものとの二つに分つを得るなり。

第一節 會社資本金勘定

個人商店の資本金は自由に之を増減し得るが故、決算の際營業純損益金は直に資本金に加減せられ、從て其資本金は常に資産總額の負債總額に超過する正味財産高を現はすものとす。然るに會社の場合には法律上其資本金は一定し居り自由を増減し得ざるが故、決算の際營業純損益金は之を資本金勘定に加減せずして個人商店の場合と異なる處理をなすものとす。從て個人商店の會計にては其資

本金が常に資産總額の負債總額に超過する正味財産高を現はすに對し、會社の場合には之が設立の當初に於てのみ然るものにして、其後に於ては資本金と其正味財産高とは相一致するものにあらず。

而して個人商店の場合には出資者は一人なるも、會社の場合には多數の出資者あるが故、其資本金勘定の整理法に稍々異なる所あり。因て次に合名會社・合資會社・株式會社及株式合資會社の四場合に分ち此勘定の説明をなすべし。

(一) 合名會社の場合に於ける資本金勘定

合名會社の社員は會社の負債に對し連帶無限の責任を負ふものなるが故、普通に此會社は相互に信用協力し得る親密の少數人にて組織され、自然社員數少きに仍り資本金勘定が各社員毎に設けられ、各社員の出資額が別々の資本金勘定を以て處理せらるゝこと、次掲仕譯に見るが如し。然れども若し社員數多き場合には、斯く社員毎に資本金勘定を設くるは煩雜なるが故、斯る場合は個人商店の場合と同じく總勘定元帳には總社員の出資額を一個の資本金勘定にて統轄處理し、別に

社員出資元帳なる補助元帳を設け之に依て各社員の出資関係を明かにするものとす。

(例一) 甲乙丙三名にて合名會社を組織し各社員金壹萬圓宛を現金にて出資す

(借) 現金	30,000	(貸) 社員甲資本金	10,000
		社員乙資本金	10,000
		社員丙資本金	10,000

社員の出資が時には金銭以外の財産例へば地所・建物・機械器具・有價證券・商品・特許權等を以て行はるゝことありて、斯る場合には之等金銭以外の財産に就ては社員間に協定せる價格にて出資拂込金として受入れ、之に關する仕譯は之等各資産勘定の借方と社員資本金勘定の貸方とに記帳するものとす。

(例二) 甲乙兩名にて合名會社を組織し、甲社員は金貳萬圓を現金にて出資し、乙

社員は次の通り金銭外の財産を以て出資す

- 一、建物 金壹萬圓也
- 一、什器 金貳千圓也
- 一、商品 金參千圓也

現金	20,000	(貸) 社員甲資本金	20,000
(借) 建物	10,000	社員乙資本金	15,000
什器	2,000		
商品	3,000		

尙、合名會社の各社員及合資會社の無限責任社員は金銭其他の財産の外勞務又は信用を以て出資の目的となし得るものにして、斯る場合に其勞務及信用が或價格に評價されしとするも、之等は法律上も亦實際上也も財産とは見る能はざるが故、其出資は定款規定又は社員間の協約として記録するに止まり、會社の會計帳簿へは仕譯記帳すべきものにあらす。

(二) 合資會社の場合に於ける資本金勘定

合名會社と合資會社とは唯其外部關係に於て、前者は全社員が會社の負債に對し連帶無限の責任を負ふに對し、後者は斯る無限責任社員と有限責任社員との兩者より成るの點を異にし、又其内部關係に於て合資會社の有限責任社員は業務執

行の権利なきと、其出資が金銭其他の財産に限られ、勞務又は信用を以て出資の目的となし得ざるの相違あるに止まり、其他の點に於ては兩者殆んど相同じ。而かも以上の相違は何れも記帳方面には何等關係なきが故、合名會社の資本金勘定につき説明せし所は全部合資會社の資本金勘定にも亦之を適用し得るなり。

(三) 株式會社の場合に於ける資本金勘定

株式會社は多數人(發起人七名以上)の出資に依て組織され、即ち株主の數多きが故、各株主毎に資本金勘定を設くる能はず。因て此場合には總勘定元帳に於ては株主全體の出資總額を株金勘定(Capital Stock a/c)にて總括處理し、各株主個々の出資關係は株式元帳なる補助元帳に依て明かにするものとす。

株式會社は其設立に當り株式全部の引受者を定むることを要するも、之等株主をして引受と同時に株金全額を一度に拂込ましむるも必要とせず。我商法の下には會社は株金の四分の一以上の拂込を得れば營業を開始するを得るなり。斯くて株式の拂込は通常數回に分つて行はれ、最初株式の募入割宛と同時に其一部

を拂込ましめ、殘部未拂額は會社經營上の都合にて隨時之を拂込ましむるを得る一種の權利として殘存するものなり。故に株式會社の資本金に係る記帳は一方に其總額が株金勘定に依り株主に對する債務として處理さるゝと同時に、他方に於て其未拂額が拂込未済株金勘定に依り株主に對する權利として處理せらるゝものとす。

(例一) 株金總額百萬圓の株式會社を設立し、株主をして其四分の一の拂込をなさしめ營業を開始す、一株金額五拾圓、株數二萬株

(借)	現	金	250,000	(貸)	株	金	1,000,000
	拂込未済株金		750,000				

(例二) 株主をして株式第二回の拂込をなさしめ一株に付金五圓宛合計金拾萬圓也を現金にて受入る

(借)	現	金	100,000	(貸)	拂込未済株金		100,000
-----	---	---	---------	-----	--------	--	---------

(四) 株式合資會社の場合に於ける資本金勘定

株式合資會社は無限責任社員と株主とを以て組織さるゝものにして、云はゞ合名會社と株式會社とを其儘合體せるものに外ならず。従て其資本金勘定は無限責任社員の出資に就ては資本金勘定を以てし、株主の出資に就ては株金勘定を以てし、其未拂額は拂込未済株金勘定を設けて處理すべきものとす。

(例) 今或事業經營の目的にて株式合資會社を組織し、資本總額を金五拾萬圓となし、其内金貳拾萬圓は甲乙丙丁戊五名の無限責任社員にて分擔出資し、金參拾萬圓は株式に分つて株主を募集し、其半額を拂込ましめ營業を開始す

(甲) 現	350,000	(乙) 社員資本	200,000
(丙) 拂込未済株金	150,000	(株)	300,000

第二節 會社純損益金處分に係る勘定

個人商店の場合に於ける營業純損益金の處分は店主の隨意にして、帳簿上にては一旦之を資本金勘定に振替へ、それ丈正味財産高を増減するものとす。然るに會社の場合には其資本金は定款に依て法律上一定し居り、之が増減は社員總會又

は株主總會の決議に依り法規の命する所に準據して行はれ、自然營業純損益金とは直接關係を有せざるが故、個人商店の場合の如く損益勘定の結果が資本金勘定に振替へらるゝことなし。従て損益勘定の結果たる純損益金は一旦之を次期最初の日附にて前期損益勘定に振替へ置き、他日其處分法決定したる時純利益なれば同勘定が積立金、配當金、賞與金等の諸勘定に振替へられ、反對に純損失なれば之が過去の積立金に依り填補され、若し積立金存せざれば前期損益勘定の下に缺損金として次期に繰越さるゝものとす。

一) 積立金勘定

Reserve a/o

積立金とは別名準備金とも稱し、將來生ずる諸種の損失を填補する目的にて、或は資本を強大にし財政の安固を計る目的にて、營業利益金の一部を出資者に配當せず會社に留保せるものなり。斯くて積立金は資本金同様出資者に對する事業の責務にして、之に關する記帳上の取扱は單に前期損益勘定の貸方金額を積立金勘定の貸方に振替ゆるに過ぎず。従て會計上利益を積立つと云ふは別に資産を

それ丈區別して積置くの意味にあらず。換言せば積立金とは貸借対照表の貸方に現はるゝ抽象的科目にして、之に對する實體は同表借方の全資産中に含まれ、普通には營業資金の一部として其事業に運用せらるゝものとす。而して積立金は性質上之を大別して法定積立金及任意積立金の二種となす。

(甲) 法定積立金 とは法律の規定に準據して積立つるものにして、我商法第九十四條の規定に依れば、株式會社は其資本の四分の一に達する迄は利益を配當する毎に準備金として其利益の二十分の一以上を積立つることを要すとあり。是れ即ち法定積立金にして、其目的は將來缺損を生じたる時之を以て填補するにあり。斯く此積立金は目的金額及積立の割合に至る迄悉く法規にて制限せられ居り、定款又は總會の決議に依つて自由に變更改廢するを得ざるものなり。

(乙) 任意積立金 とは法規の強制に依らず會社が定款又は總會の決議に依り任意に設くる積立金にして、其目的金額及積立の割合等總て自由に定むることを得、又何時にても總會の決議を以て自由に變更改廢するを得るものなり。今任意積立金の普通なるものを擧ぐれば次の如し。

- (一) 配當平均積立金
- (二) 貸倒準備積立金
- (三) 有價證券時價低落準備積立金
- (四) 家屋新築積立金
- (五) 社債償還積立金

〔賣掛金其他の營業資金が將來貸倒となり生ずる損失を填補するため設くるものなり〕

〔公債證券株券等有價證券が將來相場の下落に依つて生ずる損失を填補するため設くるものなり〕

以上列舉せる任意積立金中、(二)及(三)の如き將來生ずる損失填補の目的にて設けらるゝ積立金と(四)及(五)の如き資本増加の目的にて設けらるゝ積立金とは大に其性質を異にし、前者は其目的とする損失の發生せし時之を填補して消滅するも、後者は之が利益に振戻され株主へ配當さるゝか又は損失填補に充當さるゝの外縱令其目的を果たすも消滅することなし。即ち貸倒準備金は賣掛金の貸倒となりし時此損失と消合ひ消滅するも、家屋新築積立金は家屋が新築さるゝも消滅することなし。蓋し家屋の新築は家屋なる固定資産と現金其他の流動資産との交換取引にして損益には何等關係なきが故、此支出は決して利益金の變名たる積立金に賦課する能はざればなり。然れども此場合に積立金は其目

的を果したるが故、家屋新築積立金を別途積立金に振替ゆるか、或は之を増資の
 手續に依つて資本に変更するを可とす。

(二) 配當金勘定

Dividend a/c

之は毎期の純益金より先づ法定積立金及任意積立金を控除したる上、出資者に
 配當すべく處分されたる割賦金を處理するに設くる勘定たり。而して配當金は
 其確定後短期間に出資者へ拂渡さるゝものなるも、若し其期間を終る迄に株主中
 之が支拂を請求せざるものある時は、其期の配當金と區別するため此未拂額は整
 理上期末に至り未拂配當金勘定に振替ゆるを常とす。

(三) 賞與金勘定

Bonus a/c

此勘定は純益金の内重役へ又は重役及使用人へ賞與として處分されたる金額
 を處理するものなり。

以上の如く毎期の純益金が處分されて積立金・配當金及賞與金等に割賦され、殘る

金額は次期に繰越され、期末には再び次期の純益金と合して處分せらるゝもの
 として、之を通常前期繰越金と稱し、前期損益勘定の處分後に於ける同勘定の貸方殘
 高が之を現はすものとす。而して會社會計に於て期末決算の結果損益勘定が借
 方殘高即ち純損失を生じ、次期最初の日附にて前期損益勘定に振替へられたる時
 之が處分法は過去に積立金あれば之に依て填補するも、若し積立金なき時には其
 全額を、又積立金あるも之が損失額を全部填補するに足らざる時には其不足額を
 一時繰越し置き、次期の利益金を以て其填補を行ふものとす。斯る繰越純損失金
 のことを缺損金と稱し、前期損益勘定の借方殘高が之を現はすものとす。然れど
 も每期缺損のみ打續き之を將來の利益金を以て填補し得る見込立たざる時には、
 其資本金を減少して之を填補するの必要を生ずべし。

仕譯例

以上會社純損益金處分に係る諸勘定の仕譯關係を假設取引例にて示すべし。

(一) 某株式會社にて決算の結果純益金五萬七千六百九拾八圓を生じ株主總會の

決議を経て次の通り之が處分案を確定す。

- 一、法定積立金 金參千圓也 一、配當平均積立金 金七千圓也
- 一、貸倒準備金 金參千圓也 一、重役賞與金 金四千圓也
- 一、株主配當金 金四萬圓也 一、後期へ繰越 金六百九拾八圓也

(借) 損	益	57,698	(貸) 前期損益	57,698
			法定積立金	3,000
			配當平均積立金	7,000
			貸倒準備金	3,000
			重役賞與金	4,000
			株主配當金	40,000

(註) 前期損益勘定の貸方残高は後期への繰越金を現はす

(二) 株主配當金四萬圓及重役賞與金四千圓を拂渡す

(借) 株主配當金	40,000	(貸) 現金	44,000
(借) 重役賞與金	4,000		

(三) 賣掛代金五百圓貸倒となる因て右貸倒額を貸倒準備金にて填補す

(借) 貸倒準備金	500	(貸) 賣掛代金	500
-----------	-----	----------	-----

(四) 次期末に至り利益金小額のため前期と同率の配當をなし能はざるに依り豫て準備の配當平均積立金の内五千圓を當期配當金に繰入る

(借) 配當平均積立金	5,000	(貸) 配當金	5,000
-------------	-------	---------	-------

復習問題

- (1) 正味財産高の立場より見て會社の資本金勘定と個人商店の資本金勘定とは如何なる相違ありや
- (2) 合名會社及合資會社の會計に於て社員の出資金記帳法如何
- (3) 同上會計に於て社員の出資が勞務又は信用を以て行はれたる場合の記帳法如何

- (4) 株式會社の資本金記帳法如何
- (5) 株式合資會社の資本金記帳法如何
- (6) 個人商店の會計に於ける營業純損益金處分法と會社の會計に於ける同處分法とは如何なる相違ありや
- (7) 積立金の性質目的之が設定法及其實體資産との關係如何
- (8) 法定積立金とは何ぞや
- (9) 任意積立金とは何ぞや、其普通なるものを列挙すべし
- (10) 損失填補の積立金と利益留保の積立金とは其性質に於て如何なる相違ありや
- (11) 家屋新築積立金に依て家屋が新築され又社債償還積立金に依て社債が償還されたる場合の記帳法如何
- (12) 前期繰越金とは何ぞや之が記帳處理法如何
- (13) 缺損金とは何ぞや之が記帳處理法如何

第四章 損益勘定

損益とは既に述べたるが如く事業の資本が事業主の出資減資以外の原因に依りて増減することなり。故に損益勘定とは右資本増減の原因たる事實を現はす諸勘定の總稱にして之に依りて營業成績の因て來る所が明かにせらるゝなり。

凡て事業經營の目的は其資本を増殖するにあるが故、如何なる事業に於ても其資本が經營上如何なる原因に依り如何に増減せしかを明かにするため損益勘定を適當に分類することは會計上極めて肝要たり。而して之を如何に分類するかは損益計算表の内容が如何なる程度迄詳細に作らるゝかに最も密接の關係を有し、損益計算表の内容は營業の種類性質規模の大小及此表が經營上使用さるゝ目的如何に依り相違するものとす。從て之が分類法には一定する所なきも、今その分類設定に當り注意すべき事項を列挙せば次の如し。尙以下の説明に關しては、曩に本編第一章勘定分類法の項に掲げたる損益勘定の分類(六頁)を参照すべし。

(一) 損益勘定分類上注意事項

- (一) 營業收益と其他の收益とを區別すること。例へば賣買業に於ては商品販賣利益又問屋業に於ては收入手数料の如きが茲に所謂營業收益にして預金利息有價證券利息若くは配當金收入地代家賃等が其他の收益たり。
- (二) 經常收益と臨時收益とを區別し、又經常費と臨時費とを區別すること。茲に經常收益とは之が營業收益たるに其他の收益たるを問はず各營業期に通常發生する収益を意味し、臨時収益とは或營業期に於てのみ發生する特殊の収益を意味す。故に販賣の目的にて買入れざりし土地建物若くは什器等を處分して得る利益の如きは臨時収益なり。同様に經常費とは各營業期に普通發生する費用を意味し、臨時費とは或營業期に限り發生する特別の費用を意味す。
- (三) 費用と損失とを區別すること。例へば廣告費・給料・旅費・雜費等は茲に所謂費用にして、貸倒金・用人費・消金或は天災地變・盜難等に基く損害は茲に所謂損失たり。即ち此兩者は常に區別して勘定を設定するの必要ありとす。

(四) 販賣費と總係費とを區別すること。販賣費とは廣告料・見本費・賣上手手数料其他

販賣に直接關係ある諸費用を意味し、總係費とは事業全般の事務に係る經費たり。自然前者は商品の販賣高に伴ひ増減する性質を有するも、後者は然らずして固定不動性を有するものなり。

(五) 營業費と家事費とを區別すること。個人商店の場合に於て若し店主の家族が店に同居する時には此兩費用を理論上嚴に區別するを要す。蓋し家事費は營業費にあらず店計上店主の引出金として處理すべきものなればなり。

(二) 損費が資産視さるゝ場合

或種の支出は其性質上當然損費に屬するものたるも、繼續する營業の會計に於ては各年度の利益額を公平正確に見出すため之を其營業期の損益計算に組入れず一時資産として處理することありて、其重なる場合次の如し。

(甲) 利息・保険料・地代・家賃等の如き時の長さに比例する費用が前拂され居る場合に於て期末決算の際其支拂金額の内未經過期間に相當する部分は、未經過利息未

経過保険料等の名の下に一時資産として次期へ繰越さるゝものとす。之等費用の繰延整理に關しては第六編決算整理事項の項にて詳説すべし。

(乙) 會社創業費は其性質上普通の營業經費とは異なるが故、之は初期の損益計算に組入れず一種の繰延資産として處理し置き、他日營業純益金を以て消却するを常とす。即ち通常其金額が少なる時には初年度の純益金を以て一度に消却し、又之が巨額にして初年度の純益金にて其全部を消却し能はざる時は、數期間に亘り一部分づゝ各期の純益金を以て濟し崩的に消却するものとす。

復習問題

- (1) 損益勘定分類の準據如何
- (2) 損益勘定の分類上注意すべき事項を列挙すべし
- (3) 家事費は何故に之を營業費と區別する必要ありや
- (4) 支拂費用が一時資産として處理さるゝ場合を舉げよ

第五章 統轄勘定

(一) 總説

大規模の營業に於ては元帳に設くべき勘定口座多數に上り、之等多數口座の全部を一冊の總勘定元帳に開設する時は種々の不都合を生ず。即ち第一、試算表を作ることも容易ならず、又元帳龐大となりて其取扱に不便となり、更に又轉記事務を數人に分割する能はず、其他元帳に誤謬の存する時之が所在場所を限定する能はざるべし。斯る不便缺點を除くには勘定の種類性質に依て種々の群に分ち、同一群に屬する多數勘定をそれ／＼別個の元帳に移し、總勘定元帳には各群に對してそれ／＼一個の統轄勘定 (Controlling a/c) を設け、之に依て別個の元帳に移された多數の同種勘定を代表せしむるにあり。例へば得意先が數百ある時之等得意先個々の人名勘定を總勘定元帳に開設することなく、之等は得意先元帳なる別個の元帳に其口座を設け、總勘定元帳には之等多數の得意先を一個の貢掛金勘定又

は得意先勘定にて代表せしむるが如し。此際總勘定元帳に於ける賣掛金又は得意先勘定のことを統轄勘定と稱し、之に對して其内譯記録をなす得意先元帳のことを補助元帳 (Subsidiary Ledger) と稱す。故に各統轄勘定の残高は當該補助元帳各口座の残高合計と必ず相一致すべきものとす。

斯の如く統轄勘定は同種類同性質の多數勘定を統轄代表するものなるが故、商業簿記にて之が普通に設けらるゝは得意先に對する賣掛金、仕入先に對する買掛金にして、其他積送品受托販賣品、營業費及會社會計に於ける資本金等に就ても亦之が使用さるゝこと多し。

(二) 統轄勘定の便益

統轄勘定の使用より生ずる便益を列舉せば其重なるもの次の如し。

(一) 貸借對照表の速かなる作成を可能とす。是れ總勘定元帳に於ける統轄勘定へ合計額に依る轉記を終り同元帳の貸借さへ平均すれば、補助元帳への内譯記録が完了するを待たずして總勘定元帳の結果に依り直に貸借對照表を調製し得

るが故なり。

(二) 統轄勘定の使用は一冊の元帳を總括元帳と多數の補助元帳とに分割するが故、自然元帳への轉記事務を數人の簿記方に分割することを可能とす。

(三) 統轄勘定の使用は元帳に於ける誤謬の所在箇所を限定す。是れ多數の統轄勘定が使用され居れば各統轄勘定の残高を當該補助元帳の残高合計と突合はせ、兩者の相一致するものは誤謬に關係なきものとして捜査範圍より取除かれ、兩者の不一致を證するものに其捜査を限定し得るが故なり。

(三) 統轄勘定運用施設

總勘定元帳に統轄勘定が設けられたる時、此勘定口座への轉記を補助元帳内譯口座への轉記の如く、原始簿に於ける各記入毎に一々行ふことは徒に手数の重複となり、此勘定使用の目的は大半沒却さるゝに至るべし。故に各原始仕譯簿より統轄勘定への轉記は、毎月末其他の定期に補助元帳各口座へ個々に轉記せし各金額を含む合計額を以てせざるべからず。之が爲め統轄勘定運用の施設として此

勘定が頻繁に現はるゝ原始簿にはそれ〳〵之に係る特別欄を設くるを要す。例へば賣掛金なる統轄勘定に就ては現金出納帳の借方及仕譯帳の貸方に、又買掛金に就ては出納帳の貸方及仕譯帳の借方に、それ〳〵特別欄を設定するが如し。而して之等特別欄への記入項目は記帳の都度補助元帳には一々轉記を行ひ、月末に至り其合計額を以て統轄勘定への轉記をなすものとす。元より特別欄の設けなき原始簿より統轄勘定への轉記は、補助元帳への轉記同様記帳の都度一々行ふの外なし。

復習問題

- (1) 統轄勘定とは何ぞや、之が補助元帳との關係如何
- (2) 商業簿記にては主として如何なる勘定に就き統轄勘定が使用せらるゝや
- (3) 統轄勘定の使用より生ずる便益を列挙すべし
- (4) 統轄勘定の運用に必要な原始簿の施設如何

第六章 商品勘定の分割

商品の賣買及之より生ずる損益が一個の商品勘定にて處理さるゝ時には、同勘定は借方に(一)期首棚卸高(二)期間仕入高(三)期間戻り高等が記入され、貸方に(一)期間賣上高(二)期間返送高等が記入さる。

商 品								
7	1	期首棚卸高	20,000	23	1	当期賣上高	90,000	
12	3	1	当期仕入高	50,000	"	1	当期返送高	3,000
"	"	"	当期戻り高	5,000	"	"	期末棚卸高	15,000
"	"	"	損益 (總利益)	33,000				
			108,000				108,000	
1	1	1	前期繰越 (期首棚卸)	15,000				

而して此勘定より賣買損益を算出するには、期末棚卸高を貸方に記入して貸借差額が貸方に生ずれば之れ販賣利益を現はし、借方に生ずれば販賣損失を現はすものとす。今前記各項目に數字を當嵌め此勘定の記録及之より生ずる賣買損益の計算を現はせば上掲商品勘定に見るが如し。

斯の如く商品の賣買を一個の商品勘定にて處理する時には、此勘定は資産と損益とを含む所謂混合勘定となり、又借方にも貸方にも種々の異なる項目が記録されるゝの結果、其合計額及貸借残高は共に無意味の數字を現はす。従て此勘定の貸借各合計額に依て其期間の仕入高及賣上高等を知り得ざるは元より、尙損益計算表の作成に必要な賣上原價は此勘定が直接に現はさざるなり。

第一節 分割法

上述の如く商品勘定には種々の不便缺點あるが故、現今の簿記にては事業が小規模なる場合の外、商品勘定は尠くとも(一)仕入勘定(二)賣上勘定(三)商品棚卸勘定の三つに分割せられ、之等三勘定に依て商品に係る取引が仕譯處理さるゝを常とするなり。

(一)仕入勘定 (Purchases a/c) 此勘定は商品の仕入高を現はすものにして、借方には毎月末其他の定期に仕入帳の合計額を以て仕入高が記入され、貸方には之等仕入商品中種々の理由にて仕入先へ返還されたる高が記入さる。自然貸借差額は

借方に生じ其期間の純仕入高を現はすなり。

(二)賣上勘定 (Sales a/c) 此勘定は商品の賣上高を現はすものにして、貸方には毎月末又は其他の定期に賣上帳の合計額を以て賣上高が記入され、借方には之等賣上商品中得意先より事故のため返還されたる戻り高が記入さる。故に貸借差額は其期間の純賣上高を現はすなり。

(三)商品棚卸勘定 (Merchandise Inventory a/c) 此勘定は期首及期末の商品棚卸高を記録するため設けらるゝものにして、之に記入さるゝ金額は何れも其當時資産として手許に有する商品價格を現はすなり。故に期末棚卸高は次期に繰越され、期末に作る貸借對照表には資産として記載せらるゝなり。

而して商品勘定が斯く三つに分割されたる時には、仕入勘定及賣上勘定の二者は共に其結果が損益勘定若しくは賣買勘定に振替べ切らるゝが故、右二勘定は勘定分類上損益勘定又は名目勘定に屬す。之に反し棚卸勘定は其結果が資産として貸借對照表に記載さるゝ關係上之は財産勘定又は實在勘定に屬するものとす。今前掲商品勘定を以上三勘定に分割せる記録を現はせば次掲の如し。

商品棚卸勘定

7	1	期首棚卸高	20,000				
---	---	-------	--------	--	--	--	--

仕入勘定

12	31	当期仕入高	50,000	12	31	当期返送高	3,000
----	----	-------	--------	----	----	-------	-------

売上勘定

12	31	当期戻り高	5,000	12	31	当期売上高	90,000
----	----	-------	-------	----	----	-------	--------

第二節 賣買損益算定法

商品に係る取引が一個の商品勘定の代りに仕入売上棚卸なる三分割勘定にて

處理されたる時、期末に於て之が賣買損益を算出する方法には大體次の二法あり。

(第一法) 期末決算の際元帳へ賣買勘定 (Trading a/c) を設け、其借方に期首棚卸高と

仕入勘定の残高とを振替へ、貸方に売上勘定の残高と期末棚卸高とを振替へ、之が貸借差額を以て賣買損益を現はす算定法にして、差額が貸方に生ずれば販賣利益を借方に生ずれば販賣損失を現はすものとす。

(第二法) 之は賣買勘定を設けざる算定法にして、仕入勘定に期首棚卸高と期末棚

卸高とを振替へ同勘定にて其期間の売上原價を見出し、之を売上勘定の貸借差額が現はす同期間の売上収益と比較して賣買損益を算出するものなり。

今前掲三勘定に右二法に依るべ切手續を施せば、それ〱次掲の如し。

尙兩法の優劣を比較せんに、損益計算表の調製に就ては売上高の外に売上原價をも必要とするが故、之を現はす第二法は之を現はさざる第一法よりも實用に適するものと云ふを得べし。

第四編 勘定科目 第六章 商品勘定の分割

五三

商品棚卸勘定

7 1	期首棚卸高	20,000	12 31	賣買勘定へ	20,000
12 31	期末棚卸高	15,000	" "	次期繰越	15,000
		35,000			35,000
1 1	前期繰越 (期首棚卸)	15,000			

仕入勘定

12 31	当期仕入高	50,000	12 31	当期返送高	3,000
			" "	賣買勘定へ (純仕入高)	47,000
		50,000			50,000

賣上勘定

12 31	当期戻り高	5,000	12 31	当期賣上高	90,000
" "	賣買勘定へ (純賣上高)	85,000			
		90,000			90,000

賣買勘定

12 31	期首棚卸高	20,000	12 31	当期純賣上高	85,000
" "	当期純仕入高	47,000	" "	期末棚卸高	15,000
" "	損益 (總利益)	33,000			
		100,000			100,000

(第一法) 即ち賣買勘定を設くる算定法

仕 譯 帳

		第一法			
12	31	(賣買勘定)	(棚卸勘定)	20,000 00	20,000 00
		期首棚卸高を賣買勘定に振替			
"	"	(賣買勘定)	(仕入勘定)	47,000 00	47,000 00
		純仕入高を賣買勘定に振替			
"	"	(賣上勘定)	(賣買勘定)	85,000 00	85,000 00
		純賣上高を賣買勘定に振替			
"	"	(棚卸勘定)	(賣買勘定)	15,000 00	15,000 00
		期末棚卸高の記帳			
"	"	(賣買勘定)	(損益勘定)	33,000 00	33,000 00
		販賣總利益を損益勘定に振替			
		第二法			
12	31	(仕入勘定)	(棚卸勘定)	20,000 00	20,000 00
		期首棚卸高を仕入勘定に振替			
"	"	(棚卸勘定)	(仕入勘定)	15,000 00	15,000 00
		期末棚卸高の記帳			
"	"	(損益勘定)	(仕入勘定)	52,000 00	52,000 00
		賣上原價を損益勘定に振替			
"	"	(賣上勘定)	(損益勘定)	85,000 00	85,000 00
		賣上高を損益勘定に振替			

商業簿記教科書下巻

五二

(第二法) 即ち賣買勘定を設けざる算定法

商品棚卸勘定					
7 1	期首棚卸高	20,000	12 31	仕入勘定へ	20,000
12 31	期末棚卸高	15,000	" "	次期繰越	15,000
		35,000			35,000
1 1	前期繰越 (期首棚卸)	15,000			

仕入勘定					
12 31	当期仕入高	50,000	12 31	当期返送高	3,000
"	期首棚卸高	20,000	"	期末棚卸高	15,000
		70,000	"	損益勘定へ (賣上原價)	52,000
					70,000

賣上勘定					
12 31	当期戻り高	5,000	12 31	当期賣上高	90,000
"	損益勘定へ (純賣上高)	85,000			
		90,000			90,000

損益勘定					
12 31	賣上原價 (仕入勘定)	52,000	12 31	賣上高 (賣上勘定)	85,000
	總利益	33,000			
		85,000			85,000

復習問題

- (1) 商品の賣買を一個の商品勘定にて處理することは如何なる缺點ありや
- (2) 商品勘定の分割法及各分割勘定の性質其貸借記入事項如何
- (3) 商品の賣上原價は如何にして算出せらるゝや
- (4) 商品勘定が分割されたる時期末に其賣買損益を算出する方法如何
- (5) 賣買勘定の借方貸方には如何なる事項が記入せらるゝや
- (6) 賣買損益が賣買勘定を設け算定さるゝ場合と否らざる場合とに仍り仕入勘定のべ切法に如何なる相違ありや

の貸方とに記入し、同時に受託者が賣上高より差引きし一切の諸掛合計額を以て積送品勘定の借方と受託者人名勘定の貸方とに記入す。

(一) 受託者人名勘定 $\times \times$ 貸出高 $\times \times$ (賣上高)

(2) 何地向積送品 $\times \times$ 受託者人名勘定 $\times \times$ (諸掛合計)

(第二法) は賣上高より諸掛合計を差引きたる當方手取金を以て受託者人名勘定の借方と積送品勘定の貸方とに記入す。

(借) 受託者人名勘定 $\times \times$ 何地向積送品 $\times \times$ (手取金)

(四) 受託者人名勘定の貸借残高は彼が支拂ふべき當方の手取金にして、之を受託者より入金したる時現金勘定の借方と受託者人名勘定の貸方とに記入す。

(借) 現金 $\times \times$ (貸) 受託者人名勘定 $\times \times$

斯くて積送品勘定の貸借残高は積送品の販賣損益を現はし、即ち残高が貸方に生せば利益を借方に生せば損失を現はし、之は決算の際損益勘定に振替となる。若し期末決算日迄に受託者より仕切狀が到着せざる時には、此勘定の借方合計たる積送原價が次期へ資産として繰越され、期末に作る貸借對照表には手許商品に

合し又は積送品名義にて其資産の部に記載さるゝものとす。

尙積送の際荷爲替を取組みたる場合には、右荷爲替手形金額大受託者に對し債務を發生することゝなる。即ち荷爲替の取組は積送貨物を擔保として受託者宛爲替手形を振出し、之を取引銀行にて割引し貨物代金の一部を積送と同時に銀行を通し受託者より前借することなり。故に之が仕譯は貸方に受託者の人名勘定を起し借方に普通の手形割引の場合同様當座勘定と割引料勘定とを起すものとす。自然他日受託者より仕切狀を入手し賣上高が受託者人名勘定の借方に記入さるゝ時、之が前に荷爲替取組の際同人名勘定の貸方に記入され居る金額と相殺せらるべし。

第二節 受託者側の記帳

他人の委託を受け委託者の計算にて自己の名に依り物品の賣買をなすを問屋營業と稱し、其内他人の委託を受け物品の販賣をなすを受託販賣と云ひ、買付をなすを受託買付と云ふ。問屋は委託者が其販賣又は買付に關し指定し來れる委託

の趣旨に違ひ、自己の名にて受託品の賣買をなすものにして、之より生ずる損益は委託者に歸し、又之に關し發生する一切の費用は總て委託者の負擔となり、問屋は單に其勤勞に對する報酬として賣上高又は買付高に應ずる手数料を受くるに止まるものとす。

受託販賣は積送品を受託者の側より見たるものにして、之に關する説明は前に委託者側の記帳につき説明せし所に對應す。今他人より委託品を受入れたる場合に於て受託者は該物品の所有權を取得するものにあらずして、委託者のため之を販賣する迄單に其保管をなすに止まるなり。故に此場合には未だ簿記上の取引とならずして後日之を販賣せし時又之に係る諸費用の支拂をなしたる時及之が仕切精算をなせし時取引となり其仕譯記帳を要す。而して之等の場合は何れも委託者との貸借關係を惹起すが故委託者の人名勘定に依り處理して不可なきも、之等が受託品につき發生せる特殊の貸借たるを現はすため普通には委託者の人名を冠せる何某委託販賣勘定を以て處理するものとす。然れども若し受託品の多數なる時には總勘定元帳へは委託者毎に別勘定を設けずして全受託品を一

個の受託販賣勘定 (Consignment-In a/c) なる統轄勘定にて總括的に處理し、之が内譯的記録を受託販賣勘定元帳なる補助元帳に行ふものとす。

註 此勘定は從來多數簿記書にて何某委託品勘定と稱するも、品なる文字を附することとは之を商品同様有形資産と誤解せしむる虞あるが故品なる文字を省き何某委託販賣勘定となし、之が有形資産にあらずして一種の貸借關係たるを明かにするを可とす

此勘定の仕譯法則は次の如し。

- (一) 他人の委託品を受入れたる時には委託品其者に就ては何等の仕譯を要せずして、單に其詳細を補助簿に記録するに止む。
- (二) 委託品に關し受託者側にて發生する一切の費用例へば運賃、車力賃、倉敷料等に就ては委託販賣勘定の借方と現金又は債務勘定の貸方に記入す。

(借) 何某委託販賣勘定 x x (貸) 現 金 x x

- (三) 委託品に關する荷爲替金其他の立替拂に就ても亦費用の發生同様委託販賣勘定の借方と現金又は支拂手形勘定の貸方に記入す。

(借) 何某委託販賣勘定 x x (貸) 現 金(又は支拂手形) x x

- (四) 受託品を販賣せし時には現金又は賣掛金勘定の借方と委託販賣勘定の貸方と

に記入す。

(借) 現金 $\times \times$ (貸) 何某委託販賣勘定 $\times \times$
 (五) 仕切状が作成さるゝ時其勤勞に對し受くる手数料に就き委託販賣勘定の借方
 と手数料勘定の貸方とに記入す。

(借) 何某委託販賣勘定 $\times \times$ (貸) 甲斐堂 $\times \times$

(六) 受託品に係る一切の仕譯が轉記されたる時委託販賣勘定の貸借残高は受託者
 が委託者に支拂ふべき後者の手取金を現はし、之は通常委託者の人名勘定に振
 替へらるゝものとす。若し手取金が仕切と同時に委託者へ送金さるゝ時には
 之に依て委託販賣勘定は貸借平均するが故委託者人名勘定への振替を要せず。
 (借) 何某委託販賣勘定 $\times \times$ (貸) 委託者人名勘定 $\times \times$

委託販賣勘定は委託者との貸借關係を現はすものなるが故受託品の仕切精算
 前決算が行はるゝ時には、此勘定の貸借残高は債權債務を現はし、即ち借方に残高
 あれば委託者への債權として貸方に残高あれば委託者への債務として次期へ繰
 越さるゝものとす。

尙、他人の委託品に係る費用の支拂に就きて、或種の費用例へば郵便切手端書の
 如きは既に雜費又は營業費として買入れあるものが受託品の用途に流用さるゝ
 ことあり。又受託品に係る倉敷料が其仕切精算迄に支拂はれ居らざることあり。
 斯る場合には仕切の際之等費用をも受託品の賣上高より差引きとなす様其仕譯
 は雜費・倉敷料なる損益勘定の貸方と委託販賣勘定の借方とに記入するを要す。

記帳例

- 二日 大阪・甲某は仁川・乙某へ委託販賣のため次の通り仁川丸にて積送す
 一、綿フランネル 參百反 拾圓替 金參千圓也
- 同日 甲某は前記積送品につき次の通り諸掛を現金にて支拂ふ
 一、荷造費 金八拾圓也 一、保険料 金參拾圓也
- 七日 仁川・乙某は前記甲某委託品を受入れ次の通り現金にて支拂ふ
 一、運賃及引取車力賃 金百七拾五圓也
- 廿日 乙某は右受託品の一部を次の通り現金にて賣渡す

委託者側(甲)の記帳

2	仁川向積送品	仕入勘定	3,000	3,000
2	仁川向積送品	現金	110	110
30	(第一法) 賣上高及諸掛合計に就て仕譯			
	乙 某	仁川向積送品	4,400	4,400
	仁川向積送品	乙 某	316	316
	(第二法) 手取金に就て仕譯			
	乙 某	仁川向積送品	4,084	4,084

仁川向積送品 (第一法)

2	商品原價	3,000	30	賣上高	4,400
"	積送諸掛	110			
30	販賣諸掛	316			
	損益	974			
		4,400			4,400

仁川向積送品 (第二法)

2	商品原價	3,000	30	賣上手取金	4,084
"	積送諸掛	110			
	損益	974			
		4,084			4,084

一 綿フランネル 壹百反 拾四圓替 金壹千四百圓也
 廿七日 乙某は受託品残部を次の通り賣渡し此代金は手形にて受取る
 一 綿フランネル 貳百反 拾五圓替 金參千圓也
 廿八日 乙某は受託品の仕切精算をなし次の通り仕切狀作成、甲某へ送付す
 一 賣上高 (綿フランネル參百反) 金四千四百圓也

諸掛

一 運賃車力賃

金百七拾五圓也

一 倉敷料

金貳拾八圓也

一 雜費

金參圓也

一 手数料 (賣上高の貳分五厘)

金百拾圓也

合計

金參百拾六圓也

甲某手取金

金四千〇八拾四圓也

三十日 大阪甲某は右仕切狀を本日入手す

受託者側(乙)の記帳

7	甲某委託販賣勘定	現金	175	175	商業簿記教科書下巻
20	現金	甲某委託販賣勘定	1,400	1,400	
27	受取手形	甲某委託販賣勘定	3,000	3,000	
28	甲某委託販賣勘定	諸口	4,225	4,225	
		倉敷料		28	
		雑費		3	
		手数料		110	
		某甲		4,084	

甲某委託販賣勘定

7	運賃車力賃	175	20	現金賣上高	1,400
28	倉敷料	28	27	手形賣上高	3,000
	雑費	3			
	手数料	110			
	甲手取金	4,084			
		4,400			4,400

積送品元帳

(借方)

仁川・乙某向積送

(貸方)

日附	摘要	金額	日附	摘要	金額
10	次の通り汽船仁川丸にて積送 船ヲランネル 参百反@¥10.- 積送諸掛次の通	3,000 00	10	仕切狀入手	
2	荷造費 ¥80.- 保険料 32.-	110 00	30	賣上高	
	積送原價 3,110 00			壹百反 @¥14.- ¥1,400	
	利益金 974 00			貳百反 @¥15.- 3,000	
				販賣諸掛	
				運賃車力賃 ¥175.-	
				倉敷料 28.-	
				雑費 3.-	
				手数料(2%) 110.-	
				手取金	
		4,084 00			4,400 00
					4,084 00
					4,084 00

受託販賣勘定元帳

(借方)

大阪・甲某委託品

(貸方)

日附	摘要	金額	日附	摘要	金額
10 7	次の通り仁川丸にて積送し来る 綿フランク 参 百反 右運賃車力買立替拂 仕切精算をなす	175 00	10 20	某店へ次の通り現金賣 参 百反 @ ¥14.-	1,400 00
28	倉敷料 28 00 雜費 3 00 手数料(賣上高の五分五厘) 110 00	36 00	27	某店へ次の通り賣渡し此代金手 形にて受取る 貳 百反 @ ¥15.-	3,000 00
	請掛合計 甲某手取金	4,084 00			
		4,400 00			4,400 00

次に他人より物品の買付を委託されたる場合の記帳法は、之に關し委託者との間に生ずる貸借關係を處理する爲、委託者毎に其人名を冠せる何某委託買付勘定 (Indent a/c) を使用するを常とす。然れども若し委託者の多數ある時には總勘定元帳にては受託買付勘定なる一個の統轄勘定にて處理し、其内譯を補助元帳を設け明かにするを可とす。此勘定の仕譯法は買付のため受託者が立替支拂ふ一切の金額即ち買付品の代價買付諸掛及買付手数料を借方に記入し、委託者より其仕切精算前受入れたる金額を貸方に記入す。而して買付を終了し仕切精算をなしたる上此勘定の借方に生ずる残高は委託者に對する債權額にして、之は委託者の人名勘定に振替へ此勘定を一切となすか、又は人名勘定に振替をなさず其儘此勘定の残高となし置き、委託者より入金ありたる時之を一切るも可なり。蓋し此勘定は其性質に於て委託者の人名勘定に外ならざればなり。此意味に於ては委託販賣勘定の残高も亦必ずしも之を委託者の人名勘定に振替ゆるを要せざるなり。

(備考) 本章復習問題は便宜上本章復習問題と共に八十四頁に掲載す

第八章 組合勘定

第一節 總説

組合射利 (Joint Adventure) とは二人以上の商人が或物品の販賣若くは買入に付、又は或種の投機取引に付一時的當座の組合を組織し、必要なる資金を醸出して、共同計算の下に其目的とする營利行爲を營み、之より生ずる損益を協定せる割合に依て分配若くは分擔することを云ふ。此組合は普通の組合又は合名會社、合資會社の如く永續するものにあらずして、之が作られたる或特別の商取引が果されたる時には直に消滅するものなり。而して此當座組合は賣買上の危険多く其取引が投機的性質を帯ぶる時、又は單獨にては資金の不足なる時、或は其販賣若くは購入が數人共同して行ふを便利とする如き場合に於て、有効に組織さるゝものにして、實地に當り之が最も多く行はるゝは或物品の販賣又は買入を數人共同して行ふ場合なりとす。

而して此種の組合に於ける組合員は同一地域に於ける商人より成ることあり、又全然土地を異にする商人より成ることもありて、商品を他の土地に積送し之を他人と共同計算の下に販賣する場合の如きは、大底其組合員は隔地者より成り、一方の組合員は自己の商品を醸出して他の土地にある組合員に積送し之が販賣をなさしむるを普通とす。而して組合員中、主として其賣買の局に當り事務を處理する者を組合主任 (Manager) と云ひ、組合主任にして他の組合員に比し特別の勤勞に服する場合には、之が報酬として利益分配額以外に尙給料又は手數料を受くるを常とす。然れども若し特に組合主任を設けずして、各組合員が相互に其賣買に關し勤勞に服する場合には、元より給料又は手數料の問題を生ぜざるなり。

第二節 記帳法

組合賣買に係る取引の記帳法には種々ありて、從來我國の簿記書にては代理式分擔式及全擔式なる三種の記帳法が一般に説明せらるゝも、之等の記帳法は何れも理論上不正確なると共に、其仕譯關係複雑にして徒に學習者を苦むるに止まり、

寧ろ實用には適せざるが故、茲には之等の記帳法を排し、理論上正當にして其仕譯關係の最も簡單明瞭に且つ實用的なるものにつき説明すべし。

各組合員は各自の帳簿に組合勘定を設け、此勘定の性質を一個の人名勘定と看做し、各自其組合品につきなせし一切の支出額其他組合に對する自己の債權額を此勘定の借方に記入し、反對に其組合品より得たる一切の収入額其他組合に對する自己の債務額を貸方に記入す。而して該組合品の賣買終了すると共に、組合主任は之に關し各組合員の取扱ひたる收支の全部を集めて組合勘定計算表を作成し、之に依て其組合品に係る全收支の關係及之より生じたる損益の結果を明かにするなり。即ち此表の左方には組合品に係る原價及諸掛を、又右方には其賣上高を記入し、差額が右方に生ずれば是れ組合利益にして之を組合員間に分配し、反對に差額が左方に生ずれば是れ組合損失にして各組合員之を分擔すべきなり。尙此表は組合主任に依て作成せられ、各組合員へ其組合品に係る計算書として配布せらるゝものとす。而して各組合員は右計算書を受入るゝや其利益配當額を自己の帳簿に於ける組合勘定の借方に記入し、若し損失を分擔せし時には反對に之

を貸方に記入す。以上記入の結果、組合勘定の貸借残高は其組合員が該組合につき他の組合員との間に受拂すべき金額を現はすものにして、差額の借方に生ずる組合員は該組合より其金額丈受取るべき權利あるを示し、反對に差額が貸方に生ずる組合員は組合へ其金額丈支拂ふべき義務あるを示す。而して此兩者は其金額に於て必ず相一致すべく、從て組合主任が組合勘定の貸方残高を有する組合員より取立て、之を借方残高を有する組合員に支拂ふことに依り、全組合員の元帳に於ける組合勘定は總て貸借相平均するに至るものとす。

以下組合品の販賣に係る例一二を設け、之等につき上述の記帳法を示さん。

例一

東京甲某及京城乙某の兩名共同して内地より朝鮮に自轉車を輸入し之が販賣をなす爲め當座組合を作り、甲は東京にて之が買入れ發送をなし、乙は京城にて之が販賣に従事す、損益は等分の約定。

三月一日 甲は東京にて組合品として次の通り買入れ此代金を支拂ふ

乙の仕譯

3	20	(現金) (甲組合勘定)	12,500 00	12,500 00	商業簿記教科書下巻
		自轉車百輛賣上代受入			
"		(甲組合勘定) (現金)	155 00	155 00	
		諸掛支拂			
21		(甲組合勘定) (損益)	890 00	890 00	
		組合利益金等分額			
"		(甲組合勘定) (現金)	11,455 00	11,455 00	
		甲へ送金			
			25,000 00	25,000 00	

乙の元帳

現金		甲組合勘定	
20 組合勘定 12,500	20 組合勘定 155	20 諸掛 155	20 賣上代 12,500
	21 " " 11,455	21 損益 890	
		" 甲へ送金 11,455	
		12,500	12,500
	21 組合勘定 890		

甲乙組合賣買計算書

3	1	仕入高	3	20	賣上高
		自轉車壹百輛 @ ¥100			自轉車壹百輛 @ ¥125
3	3	東京にての諸掛			
		荷造費一輛壹圓の割	¥ 100		
		京城迄の運賃四圓の割	400		
		保険料其他	65		
20		京城にての諸掛			
		破損修繕費	¥ 145		
		雑費	10		
21		利益金(等分)			
		甲配當額	¥ 890		
		乙配當額	890		
			10,000 00		12,500 00
					1,780 00
					12,500 00

第四編 勘定科目 第八章 組合勘定

例二

甲乙丙三名共同して或商品の當座的組合販賣をなす。但し甲は組合主任として取引を處理し、此手数料賣上高の二分を受け、損益は等分の約定とす。

四月十日 甲は組合品として或商品を買入れ、此代金六千圓を支拂ふ

同日 乙丙兩人は各分擔出資額金貳千圓宛を甲に支拂ふ

十五日 甲は組合品の一部を賣却し、此代金四千圓を約束手形にて受取る

三十日 甲は組合品の殘部を賣却し、此代金參千圓を現金にて受取る

同日 甲は組合品に係る諸掛金貳百參拾圓を支拂ふ

同日 甲は組合品に係る手数料として賣上高の二分、金百四拾圓の受取計算をなす

同日 甲は組合品に係る仕切精算をなし、純益金六百參拾圓を三分し、乙丙兩人に計算書を發送す。兩人に支拂ふべき金額各金貳千貳百拾圓也

先づ甲の記帳に就ては、手数料は其元帳に於ける組合勘定の借方と手数料勘定の貸方とに記入せられ、之は甲が組合主任として利益配當額以外に儲くる所得なり。而して利益の三等分額を組合勘定の借方に記入したる上、此勘定の貸方に生ずる殘高は甲が他の組合員たる乙丙兩人に支拂ふべき金額を現はすものにして、而かも此場合には此金額が直ちに兩人へ支拂はれざるに依り、兩人に對する債務として之を乙及丙人名勘定の各貸方に振替へ、之に依て組合勘定を締切るなり。

次に乙及丙の各記帳に就ては、先づ分擔出資額貳千圓を甲に支拂ひたる時は、之れ組合に係る支出たるに依り、各組合勘定の借方に記入す。次に甲より計算書を受入れ、利益配當額確定せば、何れも之を組合勘定の借方と損益勘定の貸方とに記入し、次で組合勘定は其借方殘高を何れも甲勘定の借方に振替へ、締切となす。斯くて乙及丙の帳簿に於ては、共に甲が金貳千貳百拾圓丈債務者として現はれ、之に對し甲の帳簿にては、乙及丙が各々同金額丈債權者として現はるゝこと、次掲記帳に見るが如し。

甲の元帳

乙丙組合勘定		手 数 料	
10 買入代 6,000	10 乙丙出資 4,000		30 組合勘定 140
30 諸掛 230	15 賣上高 4,000		
" 手数料 140	30 " " 3,000		
" 損益 210		乙 某	
" 乙及丙 4,420			30 組合勘定 2,210
	11,000		
	11,000	丙 某	
			30 組合勘定 2,210
	損 益		
	30 組合勘定 210		

甲乙丙組合計算書

4 10 仕入原價	6,000 00	4 15 賣上高 (手形賣)	4,000 00
30 諸掛	230 00	30 " " (現金賣)	3,000 00
" 組合主任手数料	140 00		
" 利益金(等分)			
甲配當額 .210			
乙 " 210			
丙 " 210	630 00		
	7,000 00		7,000 00

甲の仕譯

4 10 (乙丙組合勘定) (現 金)	6,000 00	6,000 00	商業簿記教科書下巻
組合商品買入代			
" (現 金) (乙丙組合勘定)	4,000 00	4,000 00	
乙及丙より分擔出資額受入			
15 (受取手形) (乙丙組合勘定)	4,000 00	4,000 00	
組合品一部約束手形にて賣却			
30 (現 金) (乙丙組合勘定)	3,000 00	3,000 00	
組合品残部現金にて賣却			
" (乙丙組合勘定) (現 金)	230 00	230 00	
諸掛支拂			
" (乙丙組合勘定) (手 数 料)	140 00	140 00	
手数料の計算			
" (乙丙組合勘定) (損 益)	210 00	210 00	
組合利益金三等分額			
" (乙丙組合勘定) 諸 口	4,420 00		
(乙 某)		2,210 00	
(丙 某)		2,210 00	
組合勘定精算乙丙手取金の振替			
	22,000 00	22,000 00	八〇

第四編 勘定科目 第八章 組合勘定

丙の仕譯

4	10	(甲乙組合勘定) (現金)	2,000 00	2,000 00
		分擔出資額甲に支拂		
	30	(甲乙組合勘定) (損益)	210 00	210 00
		組合利益金等分額		
	"	(甲 某) (甲乙組合勘定)	2,210 00	2,210 00
		組合勘定差額の振替		
			4,420 00	4,420 00

丙の元帳

甲乙組合勘定		現金	
10 出資額 2,000	30 甲 某 2,210	10 組合勘定 2,000	
30 損益 210			
2,210	2,210		
損益		甲 某	
30 組合勘定 210	30 組合勘定 2,210		

乙の仕譯

4	10	(甲丙組合勘定) (現金)	2,000 00	2,000 00
		分擔出資額甲に支拂		
	30	(甲丙組合勘定) (損益)	210 00	210 00
		組合利益金等分額		
	"	(甲 某) (甲丙組合勘定)	2,210 00	2,210 00
		組合勘定差額の振替		
			4,420 00	4,420 00

商業簿記教科書下巻

乙の元帳

甲丙組合勘定		現金	
10 出資額 2,000	30 甲 某 2,210	10 組合勘定 2,000	
30 損益 210			
2,210	2,210		
損益		甲 某	
30 組合勘定 210	30 組合勘定 2,210		

復習問題

- (1) 積送品勘定の性質及其仕譯法則如何
- (2) 積送品勘定の貸借残高は何を現はすや
- (3) 委託販賣勘定の性質及其仕譯法則如何
- (4) 委託販賣勘定の貸借残高は何を現はすや
- 5 委託買付勘定の性質及其仕譯法則如何
- (6) 組合射利とは何ぞや、斯る組合の性質如何及如何なる場合に如何なる營利行為につき組織せらるゝや
- (7) 組合勘定の性質及其仕譯法則如何

第九章 仕譯練習問題

- (1) 左記取引を仕譯すべし
 - (イ) 用度掛へ小拂資金として金參百圓也を當座小切手にて前渡す
 - (ロ) 用度掛より月末に雜費支拂高の報告あり此金額貳百六拾七圓也、因て更に同金額を小切手にて補給す
- (2) 左記取引を仕譯すべし
 - (イ) 事務用消耗品金五百圓也現金にて買入れ用度掛にて之が保管をなす
 - (ロ) 前記消耗品當月使用高合計金貳百八拾圓也
- (3) 左記取引を仕譯すべし
 - (イ) 運送中の貨物を其船荷證券にて買取り此代價五千圓也當座小切手拂
 - (ロ) 右貨物到着し船荷證券にて之が引取をなし陸揚倉入諸掛金貳百圓也現金拂
- (4) 左記取引を仕譯すべし
 - (イ) 清水組へ家屋新築請負工事契約代金五萬圓也の半額を小切手にて支拂ふ

- (ロ) 前記家屋竣工契約代金残額小切手にて支拂ひ建物引取をなす
- (ハ) 其後右家屋に模様替工事を施し此工事費金壹千圓也現金にて支拂ひ其半額は修繕費半額は家屋を増價せしものと看做す
- (5) 左記取引を裏書債務の記帳さるゝ様仕譯すべし
- (イ) 甲商店より賣掛代金に對し同店振出約束手形金五千圓也を受取る
- (ロ) 前記約束手形金五千圓也を取引銀行にて割引す此割引料金參拾圓也
- (ハ) 前記割引手形は期日に至り取引銀行にて無事取立を了す
- (6) 左記取引を仕譯すべし
- (イ) 商品賣渡し此代金七千圓也に對し乙商店振出丙商店裏書約束手形を受取る
- (ロ) 前記約束手形金七千圓満期取立をなせし處不渡となりしに依り裏書人丙商店に對し償還請求をなす右償還請求に係る諸入費金拾圓也現金にて支拂ふ
- (ハ) 丙商店より前記不渡手形の償還を受け右請求金額七千〇拾圓也外に満期日後の法定利息金六圓也共に現金にて受取る
- (7) 左記取引を仕譯すべし

- (イ) 甲商店へ買掛金參千圓に對し同店受取乙商店宛爲替手形を振出す
- (ロ) 前記爲替手形不渡となり所持人より償還請求を受け此手形金額參千圓及び利息其他の請求額金八圓也共に當座小切手にて支拂ふ
- (8) 左記取引を仕譯すべし
- (イ) 社員商用のため旅行に付旅費として現金貳百圓也の假渡をなす
- (ロ) 社員歸店前記假渡金の精算をなし金百七拾圓は旅費となし殘金返戻を受く
- (ハ) 商品賣渡約定をなし此代金概算額金壹千圓也を相手方より現金にて受取る
- (ニ) 前記約定品の引渡をなす此精算代價金九百八拾圓也因て假受金超過額金貳拾圓也を返金す
- (9) 左記取引を仕譯すべし
- (イ) 甲乙兩名互に現金壹萬圓づゝを出資して合名會社を組織す
- (ロ) 甲乙丙丁戊の五名にて合資會社を組織し甲乙兩名は共に無限責任社員として次の通り出資し丙丁戊の三名は有限責任社員として各現金壹萬圓づゝを出資す

甲出資 地所建物 金貳萬圓也
 有價證券 金貳萬圓也
 乙出資 現金 金壹萬圓也
 商品 金貳萬圓也

(10) 左記取引を仕譯すべし

(イ) 資本總額百萬圓の株式會社を組織し其四分の一を拂込み營業を開始す

(ロ) 株金第二回の拂込をなさしめ此金額拾萬圓也を受入る

(ハ) 資本總額百五十拾萬圓の株式合資會社を組織し内五十拾萬圓は無限責任社員にて引受拂込み百萬圓は株式に分ち株主を募集し其四分の一を拂込ましむ

(11) 左記取引を仕譯すべし

(イ) 第何期營業純益金拾萬參千五百圓也次の通り處分す

法定準備金六千圓也 配當平均積立金壹萬圓也 重役賞與金六千圓也

株主配當金八萬圓也 次期へ繰越金壹千五百圓也

(ロ) 當期純益金小額に付從來と同率の配當をなし能はざるに依り配當平均積立金壹萬圓也を當期配當金に繰入る

(12) 左記取引を仕譯すべし

(イ) 第何期缺損金壹萬五千七百圓也次の通り處分す

一金六千圓は法定準備金にて填補 一殘額は次期へ缺損として繰越

(ロ) 新築積立金五萬圓を集積す因て之を以て家屋を新築し此代金當座小切手にて支拂ふ

◎ 建物と當座預金との振替の外新築積立金と別途積立金との振替仕譯をも要す

(13) 商品勘定を棚卸勘定仕入勘定及賣上勘定の三つに分割し左記項目を各關係口座に記入して其賣買損益を算定すべし。尙損益の算定に就ては賣買勘定を設くる場合と之を設けざる場合とを示すべし。

一期首棚卸高 金七千圓也 一期末棚卸高 金八千圓也

一期總仕入高 金四萬七千圓也 一期總返送高 金貳千五百圓也

一期總賣上高 金五萬貳千圓也 一期總戻り高 金壹千貳百圓也

(14) 左記取引を仕譯すべし

(イ) 大阪乙商店へ委託販賣のため商品五千圓を積送し右積送諸掛百圓現金拂

(ロ) 前記積送品仕切狀到着す手取金五千五百圓也

- (15) 前記積送品に金參千圓の荷爲替を取組み、此割引料金拾圓、手取金は當座預金となせるものとして前問(イ)及(ロ)の仕譯をなすべし
- (16) 左記取引を仕譯すべし
- (イ) 東京甲商店より委託販賣のため貨物積送を受け、此引取車力賃拾圓也、現金拂
- (ロ) 右受託品を賣却し、此代金五千六百圓也に對し、一ヶ月後、限約束手形を受取る
- (ハ) 前記受託品の仕切をなし、仕切狀郵送す、賣上高より引取車力賃の外販賣手数料九拾圓也を差引き、甲商店手取金五千五百圓也
- (17) 左記取引を仕譯すべし
- (イ) 長崎、丙商店より委託販賣のため貨物積送を受く、右貨物には金貳千圓の荷爲替取組まれ、來り右荷爲替手形の引受をなし、貨物船荷證券を入手す
- (ロ) 右船荷證券にて受託貨物の引取をなし、此陸揚費金參拾八圓也、現金拂
- (ハ) 右受託品を得意先へ代價參千五百圓也に掛賣す
- (ニ) 前記受託品の仕切をなし、仕切狀郵送す、賣上高より前記荷爲替金及陸揚費の外倉敷料金四拾圓、雜費金貳圓及販賣手数料金七拾圓、差引き、丙商店手取金壹

- 千參百五拾圓也
- (ホ) 丙商店へ前記手取金を送金す
- (18) 左記組合品に係る取引につき、甲乙兩組合員の記帳に要する仕譯をなすべし
- 門司甲、横濱乙の兩名石炭の組合販賣をなす、乙は組合主任として取引を處理し、此手数料賣上高の二分を受け、損益は甲三、乙二の割合にて分配の約定とす
- (イ) 甲は組合品として所有石炭五百噸、此原價八千參百圓を横濱乙に積送す
- (ロ) 乙は右組合品を引取り、此運賃及陸揚費金七百圓を現金にて支拂ふ
- (ハ) 乙は右組合品を横濱にて某汽船會社へ代價壹萬圓にて掛賣す
- (ニ) 乙は右組合品に對し、支拂雜費金拾圓及手数料金貳百圓を計算す
- (ホ) 乙は右組合品の精算をなし、賣上高より諸掛差引き利益金七百九拾圓を甲三、乙二の割合にて分配し、甲に組合計算書を送付す
- (ヘ) 乙は甲へ前期組合計算書に於ける、同人手取金八千七百七拾四圓を送金す

第五編 帳簿

第一章 仕譯帳の分割

凡そ帳簿中最も肝要なるは元帳にして、取引が財産及資本に及ばせる結果は専ら此帳簿に依て現はさるゝなり。故に理論上複式簿記に依る會計整理は元帳のみにてなし得るも、取引を直接に元帳へ記入するは誤記脱漏の危険あると尙又取引の歴史的記録を作るの必要上、先づ之を仕譯帳なる原始簿に記入し、此帳簿より元帳に轉記するを常とす。斯くて複式記帳上絶対に必要なる帳簿は仕譯帳及元帳の二者なりとす。而して營業が小規模なる場合或は取引の發生數尠くして主要帳簿への記入計算が一人の簿記方に依て行はれ得る場合には、全取引が其發生日附の順序に一つの仕譯帳に記入され之より元帳へ轉記するの帳簿組織が採用せらるゝも、此組織は營業が發展して大規模となり取引が多數となるに伴ひ記帳

及轉記上の勞大なると、尙又記帳事務を數人の間に分割し得ざる等の理由よりして實用上不便不適當なるを免れず。茲に於て近時商業の益々發達して事業の經營が漸次大規模となり取引が其數に於て増加するに伴ひ、記帳及轉記上の勞力手數を節減し、且つ記帳事務を數人の簿記方に分つ必要上、仕譯帳を分割して從來専ら補助帳簿として使用せし現金出納帳、仕入帳及賣上帳等が何れも仕譯帳として使用せらるゝに至れり。斯の如く現金出納帳、仕入帳及賣上帳が仕譯帳として使用さるゝ場合には普通仕譯帳に對し之等を總括して特別仕譯帳と稱す。而して斯く仕譯帳が分割されし場合に於ける普通仕譯帳と特別仕譯帳との關係を觀るに、先づ全取引中比較的多數を占むる現金取引は總て現金出納帳に仕譯記入され又商品の仕入及賣上に係る取引はそれ〴〵仕入帳及賣上帳に仕譯記入され、之等特別仕譯帳に記帳する能はざる取引のみが普通仕譯帳に記入せらるゝに至るなり。故に多數の特別仕譯帳が使用さるゝ場合に於ては、普通仕譯帳には極めて少數の取引が記帳され、之に全取引が記帳さるゝ場合に比し其職分は大に縮少せらるゝなり。

第二章 特別仕譯帳

特別仕譯帳 (Special Journal) とは多數に發生する同種類の取引のみを記帳する仕譯帳にして、現金出現帳・仕入帳・賣上帳等は普通に使用する特別仕譯帳の重なるものたり。元より之が使用は斯る現金及商品に關するものゝみに限らずして、苟も營業上頻繁に發生する同種類の取引に就ては、それ〱特別仕譯帳を使用し之等取引は普通仕譯帳に記入せざるを便利とす。蓋し取引が普通仕譯帳に記入さるゝ場合には、各取引に付貸借双方の勘定が記載され又元帳へは各勘定が一々轉記せらるゝに反し、特別仕譯帳に記入さるゝ場合には、各取引に付貸借一方の勘定丈が記載されて他方の同一勘定は其記載が省略され、尙元帳への轉記も亦各取引に付一方の勘定丈は一々行ふを要するも、記載の省略さるゝ他方の勘定は帳簿の合計額にて一纏に轉記することを得て、其結果仕譯記入及元帳轉記に付多大の手数と時間を節約し得ればなり。斯の如く同種取引の多數發生する場合に於て其記帳及轉記の手数を省略することが、仕譯帳を分割して特別仕譯帳を使

特別仕譯帳の記帳方法
 貸借の一方の勘定は省略され、尙元帳への轉記も亦
 載るが、尙元帳への轉記も亦
 由は、尙元帳への轉記も亦
 記すに、尙元帳への轉記も亦
 取入るが、尙元帳への轉記も亦
 類は、尙元帳への轉記も亦
 なるが、尙元帳への轉記も亦

用するの基礎をなすが故、若し取引の大多數が其性質を異にし同種取引の發生數少き場合には特別仕譯帳使用の餘地なきや明かなり。

以下現金出納帳・仕入帳及賣上帳の三者が特別仕譯帳として使用さるゝ場合の各記帳法及轉記法に付説明すべし。

第一節 現金出納帳

現金出納帳とは現金の收支を記録する帳簿にして、上巻にては専ら之が補助帳簿として使用さるゝ場合の記帳法につき説明せり。然れども如何なる營業に於ても現金取引は比較的多數に發生するが故、之等を現金出納帳に記入する外更に普通仕譯帳へ重複的に記入し、同帳簿より一々元帳轉記を行ふは非常の手数たり。故に多數の場合に現金出納帳は之を補助簿として使用せず、一種の仕譯帳として使用し、現金取引は總て此帳簿に仕譯記入し、之より元帳に轉記し、斯くて普通仕譯帳には一切現金取引を記帳せざるの制度が行はるゝなり。

現金出納帳が仕譯帳として使用さるゝ場合の様式及記帳法は、元帳現金口座の

次に此帳簿より元帳への轉記法は摘要欄に於ける勘定科目は一々元帳當該口座へ轉記するを要するも、現金勘定は貸借共各合計額を以て一ヶ月分を一纏に轉記するを得るなり。尙時としては現金出納帳を以て仕譯帳たると同時に之を元帳現金口座と看做し、從て元帳には現金口座を開設せざる制度の行はるゝこともあり。斯る場合には試算表及貸借對照表の調製に當り現金勘定の貸借各合計額又は差引殘高は之を元帳に求めずして此帳簿に求めざるべからず。

元 帳	
(借方)	(貸方)
3 現金 500	
10 " 400	
買掛代金	
	15 現金 300
	29 " 250
賣掛代金	
	5 現金 700
受取手形	
資本金	
20 現金 200	
營業費	
8 現金 16	
30 " 48	
受取利息	
	27 現金 50
現 金	
30 受入高 1,300	30 支拂高 1,164

現金と當座預金とは其性質殆んど相同しく事實同一視さるゝ故兩者の收支に就ては別々に出納帳を設けずとも、現金出納帳の貸借双方へ現金と當座預金との金額欄二つ宛を設けることに依り一出納帳を以て處理するを得べし。斯くて此様式の現金出納帳は貸借双方共金額欄二つを有する所よりして二桁現金出納帳(Two Column Cash Book)とも稱せらる。記帳法及轉記法は總て普通の現金出納帳に同じ。唯「現金を銀行へ預入」又反對に「現金を銀行より引出」せる二場合の記帳法は、何れも記入が貸借双方へ同時に行はれ、摘要欄に於ける反對科目は全然元帳轉記の必要之れなしとす。蓋し貸借双方への記入に依て自然に兩科目が轉記されたるの結果となるが故なり。

尙取引銀行を二つ有する場合には各銀行毎に其當座取引の出納を明かにするため、現金出納帳の貸借双方に當座預金欄を二つ設ける必要ありて、其結果二桁現金出納帳が三桁現金出納帳となるべし。其他郵便貯金局に振替貯金の口座を有し日々其口座に受拂ある時には、振替貯金も亦其性質上現金と同一視し得る故、斯る場合には現金出納帳へ現金欄及當座預金欄の外尙振替貯金欄をも設け、斯くて

第二節 仕入帳

仕入帳とは商品仕入に關する詳細を記録する帳簿にして、上巻にては之が専ら補助帳簿として使用さるゝ場合の記帳法を説明せり。然るに仕譯帳分割の項にて述べしが如く、仕入取引の多數なる時には此帳簿が仕譯帳として使用され、仕入取引は總て之に仕譯記入され之より元帳に轉記せらるゝものとす。蓋し仕入帳を仕譯帳として使用せば、其轉記手数が普通仕譯帳より轉記する場合に比し半減せられ、且又仕譯帳と仕入帳とへ二重に記帳する手数を省き得るなり。

今商品を掛にて仕入れたる時此取引を普通仕譯帳に記入せば、仕入の都度元帳仕入勘定の借方と仕入先人名勘定の貸方とに二つの轉記を要するに對し、之を仕入帳に記入せば摘要欄に記載さるる人名勘定は一々轉記を要するも、仕入勘定の轉記は一定期間毎に此帳簿の合計額を以て一纏めに行ふを得るなり。斯くて仕入取引の多數ある場合には轉記上の手数を大に節約するを得べし。

次に仕入取引を仕入帳に記入せる様式及元帳へ轉記せる様式を示せり。

日附		摘要	元丁	金額
10	5	(中村商店) 内地米 壹百石 @Y20	1	2,000.00
	15	(大倉商會) 臺灣米 參百袋 @Y7	2	2,100.00
	25	(山田商店) 關頁米 貳百袋 @Y8	3	1,600.00
			4	5,700.00

元帳									
<table border="1"> <tr> <td>中村商店 1</td> <td>大倉商會 2</td> </tr> <tr> <td>5 商品 2,000</td> <td>15 商品 2,100</td> </tr> </table>	中村商店 1	大倉商會 2	5 商品 2,000	15 商品 2,100	<table border="1"> <tr> <td>山田商店 3</td> <td>仕入勘定 4</td> </tr> <tr> <td>25 商品 1,600</td> <td>30 仕入高 5,700</td> </tr> </table>	山田商店 3	仕入勘定 4	25 商品 1,600	30 仕入高 5,700
中村商店 1	大倉商會 2								
5 商品 2,000	15 商品 2,100								
山田商店 3	仕入勘定 4								
25 商品 1,600	30 仕入高 5,700								

右は元帳へ取引先毎に人名勘定の設けらるゝ場合の轉記を示せるものなるが、若し全仕入先に對する掛借を一個の買掛代金勘定に依り統轄處理する場合には、仕入記入の都度は補助元帳たる仕入元帳への轉記あるに止まり、總勘定元帳へは月末に此帳簿の合計額を以て仕入勘定の借方と買掛代金勘定の貸方とに、貸借双方共其轉記を一纏めに行ふを得るなり。

商品の仕入には掛仕入と現金仕入との二種ありて、前の場合には上述の如く其原始記録が仕入帳にのみ行はれ、之より元帳に轉記が行はるゝも、後の場合には原始記録が仕入帳と現金出納帳との兩帳簿に行はれ、自然兩帳簿より轉記を行へば仕入勘定と現金勘定とが共に元帳へ重複して轉記せらるべし。故に此場合には轉記の重複を避くる工夫をなすを要し、之が方法に次の二つあり。

第一法 は兩仕譯帳より半分宛の轉記を行ふにありて、即ち仕入帳よりは仕入勘定の轉記をなすに止めて現金勘定の轉記を行はず、又現金出納帳よりは現金勘定の轉記に止めて商品勘定の轉記を行はざるなり。

第二法 は現金仕入をも一旦掛にて仕入れたるものと看做し、即ち仕入帳には

普通の掛仕入と同様に記入し、同時に現金出納帳へ此買掛金を直に仕拂ひたるものとして記入するにあり。

仕入商品の一部が見本と異なる爲め或は品違ひの爲め又は其他の事由に依りて仕入先に返還されたる場合の記帳法は、最初仕入帳になせる記帳は其儘になし置き、返送品は恰も仕入先へ其買入原價にて賣戻したる如く取扱ひ、即ち之を新取引の發生と看做して、此種取引の多數に生ずる場合には返送品記入帳を設け之に仕入帳への記帳と同様の記帳をなし、仕入帳よりの轉記と反對の轉記をなすにあり。然れども此種取引の發生數多からざる場合には、特別仕譯帳を使用せずして之を普通仕譯帳に記入するか或は仕入帳へ仕入の記帳と反對の意味に之を朱記し、仕入の場合と反對の轉記をなすものとす。

第三節 賣上帳

賣上帳は商品の賣上に關する詳細を記帳するものにして、此帳簿も亦今日實際の會計に於ては仕入帳同様之を仕譯帳として使用する場合多し。而して賣上仕

譯帳の利益は仕入仕譯帳同様主として商品勘定の轉記手数を省略するにあり。即ち商品を掛賣せし時之を普通仕譯帳に記入せば、各記入毎に得意先人名勘定の借方と賣上勘定の貸方とへ貸借二つの轉記をなさざるべからざるに對し、之を賣上帳に仕譯記入せば、得意先人名勘定丈は一々轉記を要するも、賣上勘定は定期に此帳簿の合計額を以て一纏に轉記し得るの便利あるなり。而かも賣上に係る取引は仕入に係る取引よりも多數なるが故、賣上帳を仕譯帳となすに依り轉記上の手数を省略し得ることは、仕入帳を仕譯帳となす場合に比して遙に大なるべし。尙、全得意先が賣掛代金勘定に依り統轄處理さるゝ場合には、各得意先との貸借關係は補助元帳にて明かにせられ、即ち賣上帳に記入の都度賣上元帳には一々人名の轉記を行ふも、總勘定元帳には月末に此帳簿の合計額を以て賣掛代金勘定の借方と賣上勘定の貸方とに轉記し、貸借双方共唯一回の轉記を以て足るものとす。次に得意先との貸借關係が賣掛代金勘定に依り統轄さるゝ場合に於て、掛賣取引を賣上帳に記入し之より總勘定元帳及賣上元帳に轉記せる様式を示せり。

賣上帳

日附	摘要	賣元 上丁	金額
10 7	(永井商店) 内地米 五拾石 @¥22	1	1,100 00
16	(吉川商店) 臺灣米 壹百袋 @¥8	2	800 00
22	(永井商店) 臺灣米 壹百袋 @¥8	1	800 00
28	(吉川商店) 關貢米 壹百袋 @¥9	2	900 00
			3,600 00

第五編 帳簿 第二章 特別仕譯帳

總勘定元帳

賣掛代金	
10/30 商品	3,600
賣上勘定	
10/30 掛賣	3,600

賣上元帳

永井商店 1	
10/7 掛賣	1,100
22 "	800
吉川商店 2	
10/16 掛賣	800
28 "	900

現金賣に係る記帳に就ては、賣上帳と現金出納帳との兩仕譯帳に記入が行はれ、自然轉記の重複を生じ、之を避くるには曩に仕入帳の項にて現金仕入に付説明せしと同一の方法に依るを要す。即ち第一法としては賣上帳よりは現金勘定の轉記をなさず、又現金出納帳よりは賣上勘定の轉記をなさざるにあり。第二法としては賣上帳には之を掛賣せしものと看做して記帳し、現金出納帳には其賣掛金を直に回収せしものとして記帳するにあり。更に他の方法としては賣上帳には専ら掛にて販賣せし商品のみを記入し、その現金賣に係るものは一切此帳簿に記入せずして之等を現金出納帳に記入するにあり。

營業大規模に得意先多數にして商品の掛賣頻繁に行はるゝ場合には、其記帳事務を數人の間に分ち便利敏活を計るため、賣上帳を數冊に分割するの必要を生ずべし。而して分割の方法には種々あるも、普通には「イロハ」別又は地理別に依て行ふものとす。先づ「イロハ」別分割法は得意先氏名の「イロハ」順に依り賣上帳を適宜數冊に分割することにして、例へば(イ)より(ヨ)迄(タ)より(ケ)迄(フ)より(ス)迄を各一冊として都合三冊に分割せりと假定せば、井上商店、鎌田商店等への賣上は第一冊の賣

上帳に、武田商店、津田商店等への賣上は第二冊の賣上帳に、又阿部商店、須藤商店等への賣上は第三冊の賣上帳に記入するが如し。次に地理別分割法は得意先の住する土地に依る分割にして、即ち市内と市外との二冊に分ち、或は市内、地方、海外の三冊に分割するが如し。從て斯る場合には市内に住する得意先への賣上は市内賣上帳に、又地方に住する得意先への賣上は地方賣上帳に、更に海外に住する得意先への賣上は海外賣上帳に記入するなり。而して斯く賣上帳が數冊に分割せられたる場合には、此帳簿より轉記する賣上元帳も亦賣上帳同様數冊に分割し置くを要す。

仕入れたる商品を或事故のため仕入先へ返還することあるが如く、得意先よりも亦賣却せる商品を諸種の理由の下に返還し來ること屢々之あり。斯る場合の記帳法は、返送品の場合同様最初賣上帳になせる記帳は其まゝに存し置き、戻り品は恰も同じ得意先より賣渡せる代價にて買戻したるが如く、之を新取引の發生と看做し、此種取引の多數に發生する場合には戻り品記入帳を設け記入し、之より賣上の場合と反對の轉記を行ふものとす。然れども此種取引の發生少き場合には

特別仕譯帳を設けずして之を普通仕譯帳に記入するか、或は賣上帳へ反對記入の意味にて取引を朱記し賣上と反對の轉記をなすものとす。

復習問題

- (1) 仕譯帳は如何なる場合に何故之を分割するの必要ありや
- (2) 特別仕譯帳とは何ぞや
- (3) 普通仕譯帳と特別仕譯帳との關係如何
- (4) 取引の記帳及元帳への轉記に就き普通仕譯帳と特別仕譯帳とは如何なる相違ありや
- (5) 仕入帳及賣上帳を各々仕譯帳として使用せば如何なる利益ありや
- (6) 現金仕入取引の記帳法及之が轉記の重複を避くる方法如何
- (7) 返送品とは何ぞや之に關する取引の記帳法如何
- (8) 賣上帳は如何なる場合に何故之を分割するの必要ありや、又其分割法如何
- (9) 戻り品とは何ぞや之に係る取引の記帳法如何

- (10) 現金賣上取引の記帳法及之が轉記の重複を避くる方法如何
- (11) 左記取引を現金出納帳に仕譯記入すべし

十月一日 現金繰越高 金四百六拾七圓五拾錢也

二日 森山商店より賣掛代金貳百五拾圓也現金にて受取る

三日 商品賣渡し此代金百五拾圓也現金にて受取る

四日 川田商店へ買掛代金六百圓也現金にて支拂ふ

五日 郵便切手端書買入代金五圓也現金にて支拂ふ

同日 營業用金庫買入れ此代金百參拾圓也現金にて支拂ふ

六日 文房具買入代金拾圓五拾錢也現金にて支拂ふ

七日 田村商店より賣掛代金百八拾圓也現金にて受取る

八日 受取手形滿期取立をなし此金額參百圓也現金にて受取る

九日 電燈料金九圓也現金にて支拂ふ

十日 杉山商店より賣掛代金貳百七拾圓也現金にて受取る

- (12) 前記現金出納帳より元帳轉記を行ふべし

(13) 左記取引を二桁現金出納帳に仕譯記入すべし

- 十一月一日 現金繰越高金參百五拾圓也 當座預金繰越高金五千圓也
- 二日 太田商店へ買掛代金貳千圓也小切手にて支拂ふ
- 三日 受取手形金壹千貳百圓也満期取立をなし當座預金となす
- 四日 建物修繕費金百圓也現金にて支拂ふ
- 五日 商品賣渡し此代金五百圓也現金にて受取る
- 六日 銀行へ現金六百圓也を當座預金となす
- 七日 倉庫會社へ商品倉敷料金貳百圓也小切手にて支拂ふ
- 八日 商品賣渡し此代金八百圓也受取り當座預金となす
- 九日 銀行より當座預金參百圓也を現金にて引出す
- 十日 給料金貳百參拾圓也現金にて支拂ふ

(14) 前記二桁現金出納帳より元帳轉記を行ふべし

第三章 普通仕譯帳

普通仕譯帳は單に仕譯帳として知らるゝものにして、特別仕譯帳が或種類の取引に限らるゝに反し、普通仕譯帳には其様式上如何なる種類の取引をも總て記入するを得るなり。故に營業小規模に一日の取引數多からざる場合には、普通に全取引が此仕譯帳に記帳せらるゝも、營業大規模にして同種類の取引多數に發生する場合には、其記帳が多數の特別仕譯帳に分割して行はれ、即ち現金取引は現金出納帳に、仕入取引は仕入帳に、賣上取引は賣上帳に、又手形取引は手形記入帳に仕譯記帳さる。此結果普通仕譯帳には之等特別仕譯帳に記入する能はざる一部の振替取引のみが記入さるゝに過ぎず。従て多數の特別仕譯帳が使用さるゝ場合に於ては、事實上普通仕譯帳には専ら次の如き記帳が行はるゝものとす。

- (一) 記帳開始に當り所有資産負債及資本に付元帳へ之等口座開設に係る仕譯
- (二) 記帳上の誤謬を訂正する仕譯
- (三) 特別仕譯帳より定期に合計額を以て行ふ轉記に係る仕譯

(四) 決算期に於て棚卸整理記入及決算締切に係る仕譯

第一の場合、は英語にて開始記入 Opening Entries と稱し、企業開始に係る元入取引の仕譯、又は新年度に帳簿を新にするに當り、所有財産及資本に係る勘定口座を新元帳へ開設するに要する仕譯のことなり。第二の場合、は嘗て記帳されたる仕譯、若くは元帳への轉記に誤謬あるを發見したる時、其誤記を訂正する爲め行ふ仕譯のことにして、例へば什器勘定の借方に記入すべき金額を營業費勘定の借方へ記入しあるを發見したる時、此誤記を訂正する爲めには借方什器勘定、貸方營業費勘定なる振替仕譯を此帳簿に行ふが如し。第三の場合、は或種の特別仕譯帳より月末其他の定期に合計額を以てする元帳轉記を此帳簿を経て行ふ場合にして、例へば仕入帳及賣上帳より其期間の仕入高及賣上高を一纏めに轉記するに當り、前者に就ては仕入帳合計額を以て借方仕入勘定、貸方買掛代金勘定なる振替仕譯を、又後者に就ては賣上帳合計額を以て借方賣掛代金勘定、貸方賣上勘定なる振替仕譯を此帳簿に行ひ、之より元帳に之等勘定の轉記をなすが如し。第四の場合、は各決算期に元帳勘定口座に對し施す棚卸整理記入及損益勘定締切に係る仕譯のこと

にして、英語にては之を整理及べ切記入 Adjustment and Closing Entries と稱す。茲に決算に際し元帳勘定口座に施す棚卸整理記入とは、固定資産に對する減價償却、賣掛代金未收額に對する貸倒準備の設定、未拂費用及未收利益の記入、未経過費用及未経過利益の控除等に係る仕譯のことにして、之等事項に就ては第六編決算の項にて説明するが故、自然之等に係る仕譯法をも亦其場合に示すべし。次に損益勘定の決算締切に係る仕譯とは、損失利益に屬する諸勘定の残高を損益勘定に振替集合し、同口座の残高を資本主勘定に振替ゆるに要する仕譯を意味す。而して以上棚卸整理及決算締切に係る記入は、時として仕譯帳を経由せず之等を直接に元帳關係勘定口座間にて行ふことあるも、之は略式にして不可なり。何となれば斯くては十分なる説明を附するの必要ある之等事項の完全なる記録が、原始簿の何處にも現はれざることゝなればなり。

例へば今元帳の損益に係る諸勘定口座が次の如き記帳關係にありと假定して、之等口座の決算締切に必要な仕譯を記入せる普通仕譯帳及之等仕譯を轉記して締切手續の施されたる諸勘定口座の様式を示せば、それ〱次掲の如し。

仕 譯 帳

日附	摘 要	元丁	借 方	貸 方
	(商 品)		1,000 00	
	(損 益)			1,000 00
	販賣總利益を損益勘定に振替			
	(損 益)		600 00	
	(廣 告 料)			400 00
	(雜 費)			200 00
	各經費を損益勘定に振替			
	(損 益)		400 00	
	(資 本 金)			400 00
	純利益を損益勘定より資本金勘定に振替			
			2,000 00	2,000 00

元帳締切		元 帳	
資本金		資本金	
次期繰越	5,400	元入高	5,000
		損益	400
	5,400		5,400
商 品		商 品	
仕入高	6,000	賣上高	4,500
損益	1,000	賣残高	2,500
	7,000		7,000
廣 告 料		廣 告 料	
現 金	400	損 益	400
		現 金	400
雜 費		雜 費	
現 金	200	損 益	200
		現 金	200
損 益		損 益	
廣 告 料	400	商 品	1,000
雜 費	200		
資 本 金	400		
	1,000		1,000

復習問題

- (1) 多数の特別仕譯帳が使用さるゝ場合に於て普通仕譯帳には如何なる性質の取引が記帳せらるゝや、其重なるものを列挙すべし
- (2) 得意先のため立替支拂ひたる運賃五拾圓也を自己商品に係る運賃支拂と誤り運賃勘定の借方に記入し居りたることを發見せし時、之が訂正の記帳に要する仕譯如何
- (3) 左記元帳諸勘定口座の決算締切に要する仕譯をなすべし

商 品	
仕入高 5,000	賣上高 4,500 賣殘高 1,300
手 數 料	
	受託品 80
給 料	
現金 250	
割 引 料	
受取手形 150	商 品 100

第四章 元帳

第一節 元帳の性質及様式

元帳は原始仕譯簿に於て分類設定されたる勘定毎に口座を設け、之に各種仕譯帳より轉記し來り、一定期間に發生せる全取引が財産及資本に及ぼせる結果を算出するに必要な記録を保つものなり。故に簿記の目的より觀察せば、元帳は全帳簿中最も肝要なるものにして、複式簿記の全定理は此帳簿に全部包含せられ居ると云ふを得べし。即ち如何なる營業の會計に於ても、元帳以外に多数の仕譯帳及補助帳簿が使用せらるゝも、之等は何れも元帳の如き主要なる地位を占むるものにあらずして、或者は元帳への記入を容易ならしむるため、或者は元帳に於ける記録の内譯補充をなすため、又或者は取引の歴史的記録を作るため使用さるゝものたるに過ぎざるなり。

元帳の様式には種々ありて、普通に使用さるゝものに次掲の如き二種ありとす。

元帳の様式

(借方) 受取手形 (第一様式) (貸方)

日附	摘要	仕 丁	金額	日附	摘要	仕 丁	金額
11 5	商 品		2,000 00	11 30	當座預金		2,000 00
20	賣掛代金		3,000 00	12 31	次期繰越		3,000 00
			5,000 00				5,000 00
1 1	前期繰越		3,000 00				

受取手形 (第二様式)

日附	摘要	仕 丁	借 方	貸 方	借 又貸	残 高
11 5	商 品		2,000 00		借	2,000 00
20	賣掛代金		3,000 00		"	5,000 00
30	當座預金			2,000 00	"	3,000 00
12 31	次期繰越			3,000 00		
			5,000 00	5,000 00		
1 1	前期繰越		3,000 00		借	3,000 00

第一様式は標準式 Standard form と稱し、是迄の記帳に使用せるものにして、借方と貸方とが形式上極めて明白に區別されるゝが故、轉記上貸借を取違へるの虞少し。第二様式は殘高式 Balance form 或は其外觀が仕譯帳の様式に同じき點より仕譯帳式 Journal ruled form と稱し、轉記の際貸借を間違へ易き缺點はあるも、勘定口座の貸借殘高を現はす必要ある場合の元帳には便利なり。故に人名勘定元帳の如き日々得意先又は仕入先との貸借殘高を見出し置く必要ある元帳には、此様式が一般に使用せらるゝなり。

第一節 元帳の分割

營業が大規模となり取引多數となれば仕譯帳が分割さるゝと同様元帳も亦之が數冊に分割せらるゝものとす。即ち既に第四編第五章統轄勘定の項にて述べたるが如く、大規模の會計にして取引記帳上元帳に設けらるゝ勘定口座數非常に増加すれば、其内の種類性質同じき多數勘定を以て一冊の元帳となし、總勘定元帳には之等を各一個の統轄勘定を以て代表せしむるものとす。而して斯の如く

總勘定元帳より分離されたる同種の勘定口座を保つ各元帳のことを補助元帳 (Subsidiary Ledger) と稱し何れも總勘定元帳 (General Ledger) の分割されたる一區分と看らるゝなり。斯くて財政が大規模複雑となり計算項目の大に増加するに至れば、總勘定元帳に於ては重に統轄勘定にて事業の全財政が總括的に表示され、其内譯關係は補助元帳にて明かにすることに依り、如何に大規模複雑なる會計と雖も之が比較的小數の勘定口座を以て簡潔に處理せらるゝものとす。

而して商業會計にて使用さるゝ補助元帳の重なるものは得意先元帳・仕入先元帳・商品元帳・積送品元帳・受託品元帳・營業費元帳・株式元帳等にして、之等各補助元帳は其全口座の殘高合計が總勘定元帳に於ける當該統轄勘定の殘高と相一致すると否とに依て其記帳の正否が證せらる。故に若し補助元帳掛が總勘定元帳の統轄勘定と突合はすことなしに、自身のなせる記帳の正否を検するには、其元帳に一個の整理勘定 (Adjustment a/c) を設けて之を所謂獨自平均元帳 (Self Balancing Ledger) とすにあり。而して右整理勘定は總勘定元帳に於ける統轄勘定と全然相同じく唯同一事項の貸借關係が反對に記入され居るの相違あるに過ぎず。

第三節 勘定口座排列順序及轉記法

總勘定元帳に勘定口座を開設する順序には一定の規則なきも、元來此元帳は期末に於て貸借對照表及損益計算表を作るに必要の材料を供するものなるが故、之に勘定口座を排列するには此目的に合致する様即ち兩表へ科目が掲載さるゝ順序に依るを可とす。斯くて先づ資産に係る諸勘定は流動性のものより固定性のものに及ぶ順序に又は之と反對順序に開設し、其際減價償却準備金・貸倒準備金の如き固定資産又は債權の評價勘定若くは差引勘定と稱せらるゝものは其口座を關係資産口座に附隨して開設するものとす。次に負債に係る諸勘定は流動性より固定性に及ぶ様又は之と反對順序に設け、次に資本主勘定を資本金・積立金・前期損益の順序に設け、最後に損益に係る諸口座を之等が損益計算表に掲載さるゝ順序に開設するものとす。

各種仕譯帳に於ける記録を元帳關係口座に移すことを轉記 (Posting) と稱し、轉記に當て口座の借方貸方摘要欄には共に反對勘定名を記載するを普通とす。然

録でも人名勘定口座に就ては反対勘定の代りに其掛貸借の期限を記入し置けば、口座を「見して各得意先支拂の遅速を知り將來の信用測定上参考となるべし。又手形記入帳を使用せざる場合に於ては、受取手形及支拂手形勘定口座に手形満期日を記載し置くを便利とす。其他の勘定口座に就ても亦其摘要欄に反対勘定を記載する代りに其物件又は権利義務等に係る説明的事項を記載し置けば、仕譯帳を参照せずして其勘定への記録に係る性質を知り得るの便利あるべし。

復習問題

- (1) 元帳の性質職分及他の帳簿との關係如何
- (2) 残高欄を有する元帳は如何なる種類の元帳に適當するや
- (3) 元帳の分割法を述べ、尙總勘定元帳と補助元帳との關係を説明すべし
- (4) 各補助元帳を獨自平均元帳たらしむる手段如何
- (5) 元帳に勘定口座を開設する順序如何
- (6) 轉記に當り元帳勘定口座の摘要欄には如何なる事項を記載すべきや

第五章 特別欄の利用

特別欄の利用とは各種仕譯帳に於て正規の金額欄以外に特別金額欄を設くることにして、其目的は之に依て或場合には其帳簿へ比較的頻繁に現はるゝ勘定の轉記手数を省略し、又或場合には正規の金額欄に記入さるゝ項目の内譯を現はすにあり。

第一節 仕譯帳に特別欄の利用

(一) 多桁仕譯帳

Columnar Journal

多桁仕譯帳とは轉記手数を省略の目的にて普通の二桁仕譯帳に多数の特別欄が設けられたるものにして、之が一例たる六桁仕譯帳につき説明せん。

六桁仕譯帳とは小規模の營業にして記帳が一人の帳簿方に依て行はれ仕譯帳が分割されざる場合に於て、現金及商品の二勘定が記帳上多数に發生する時之等

1,000 00				✓	廿五日 (商品) (買掛金) 乙商店より商品掛買	1,000 00		
	300 00			✓	廿七日 (現金) (買掛金) 甲商店より買掛金取立	300 00		
	400 00			✓	廿八日 (現金) (商品) 商品現金費			400 00
		100 00		2	(営業費) 同日 給料雑費支拂	100 00		
1,300 00	2,000 00	820 00		✓	借方——(現金)——貸方	2,300 00	1,070 00	1,230 00
		2,000 00		6		1,070 00		
		1,800 00		7	"——(商品)——"	1,230 00		
		4,620 00				4,620 00		

営業費が頻發する時借方のみに営業費なる特別欄を附加するが如し。
 仕譯帳が分割され多數の特別仕譯帳が使用さるゝ場合には、普通仕譯帳に記入さるゝは其發生數の少き不通例の取引なるが故、此帳簿に特別欄の設けらるゝことは稀なりとす。然れども買掛金及買掛金につき元帳に統轄勘定が設けられ、之等勘定へ合計額にて轉記する爲め各種仕譯帳に特別欄の設けらるゝ場合には普通仕譯帳にも亦之等統轄勘定につき特別欄が其貸借双方に設けられ、之を次掲の如き四桁仕譯帳となすことあり。此仕譯帳への記入法及之より元帳への轉記法は前述六桁仕譯帳につきなせる説明に準ずるものとす。

借	方	元	借	方
買掛金	諸口	丁	諸口	買掛金

(二) 多桁現金出納帳

次に現金出納帳に於ける特別欄の利用につき説明せんに、先づ此帳簿の借方に特別欄が設定せらるゝは、主に商品の現金賣及賣掛金の回收に係る二場合にして、商品勘定(又は賣上勘定)及賣掛金勘定に係る収入は之等特別欄に記入し、其他の勘定に係る収入は總て諸口欄に記入するものとす。次に此帳簿の貸方に特別欄の設定せらるゝは、普通に營業費の支拂及買掛金の支拂に係る二場合にして、自然之等兩勘定に係る支出は何れも各特別欄に記入し、其他の勘定に係る支出を諸口欄に記入す。而して貸借双方共特別欄の設けある勘定は記入の都度一々轉記を要せずして、月末其他の定期に當該特別欄の合計額を以て一纏に轉記をなし、諸口欄記入の勘定丈は一々轉記をなすを要す。

次に掲ぐるは現金出納帳の借方に商品及賣掛金なる二勘定の特別欄が設けられ、又其貸方に買掛金及營業費なる二勘定の特別欄が設けられたる場合の記帳雛形にして、その「元」丁欄に於ける「V」印は記入の都度一々轉記を要せざるの印なり。

(三) 多桁仕入帳及多桁賣上帳

多桁仕入帳及多桁賣上帳の二者は營業上數種の商品が取扱はるゝ場合に於て、各仕入及各賣上金額の外其内譯たる各種商品の仕入高及賣上高を併せ記録するため、普通の仕入帳、賣上帳に多數の特別欄を附加せるものなり。従て何れも正規の金額欄を合計欄とし、其外に取扱ふ商品の種類數丈其品名にて表示せる内譯的特別欄を備へ、各仕入取引又は賣上取引につき其金額が合計欄に記入さるゝと共に其内譯が關係特別欄に記入せらるゝなり。今甲乙丙三種商品の賣買をなす場合に於て、之等三種の商品に係る各仕入高及各賣上高を内譯的に現はすには仕入帳及賣上帳をそれ〳〵次掲様式の如く多桁式となすにあり。

現金出納帳 (借方の部)

日附	元丁	貸方勘定	摘要	商品	賣掛金	諸口
10	2	✓ 商品	現金賣	150 00		
	6	✓ 賣掛金	田村商店より回収		500 00	
10	9	受取手形	森商店振出約手取立			700 00
15		✓ 商品	現金賣	100 00		
20	16	利息	公債利息受入			50 00
25		✓ 賣掛金	吉川商店より回収		400 00	
27		✓ 商品	現金賣	200 00		
30		✓ 賣掛金	泉商店より回収		350 00	
	4	(商品)	勘定貸方に轉記)	450 00		450 00
	8	(賣掛金)	勘定貸方に轉記)		1,250 00	1,250 00
	3	(現金)	勘定借方に轉記)			2,450 00
			繰越高			2,120 00
						4,570 00

現金出納帳 (貸方の部)

日附	元丁	借方勘定	摘要	買掛金	營業費	諸口
10	3	6 什器	金庫一個買入			120 00
	5	✓ 營業費	郵便切手代		20 00	
	9	✓ 買掛金	河村商店へ支拂	600 00		
	12	✓ 營業費	廣告料		40 00	
	15	✓ 營業費	文房具代		10 00	
	18	✓ 買掛金	田中商店へ支拂	500 00		
	23	✓ 營業費	印刷物代		25 00	
	25	11 支拂手形	約手十號支拂			1,000 00
	27	✓ 營業費	電燈料		15 00	
	30	✓ 買掛金	杉山商店へ支拂	700 00		
	31	✓ 營業費	雜費		65 00	
	10	(買掛金)	勘定借方に轉記)	1,800 00		1,800 00
	13	(營業費)	勘定借方に轉記)		175 00	175 00
	3	(現金)	勘定貸方に轉記)			3,095 00
			本日繰高			1,475 00
						4,570 00

多桁仕入帳

日附	仕送書 入状紙	仕入先	仕 處	元子							
				合	計	計					
10	5	201	増田商會	2,500	00	2,000	00	00	500	00	
	15	202	三井商會	3,400	00	1,000	00	1,400	00	1,000	00

多桁賣上帳

日附	仕送書 入状紙	得意先	仕 處	元子							
				合	計	計					
10	7	421	大田商店	1,000	00	200	00	700	00	100	00
	16	422	中島商店	800	00			200	00	600	00

第二節 元帳に特別欄の利用

特別欄の利用は獨り仕譯帳に就てのみ行はるゝものと限らずして、元帳にも亦之が利用せらるゝことあり。而して元帳に特別欄の設けらるゝは或勘定口座に記入さるゝ貸借各金額が多數の内譯項目より成る時其内譯を口座に現はさんとする場合たり。例へば多桁仕入帳及多桁賣上帳が使用さるゝ時、元帳に於ける仕入勘定及賣上勘定の貸借双方に正規の金額欄の外多數の内譯的特別欄が設けらるゝが如し。

(借方)

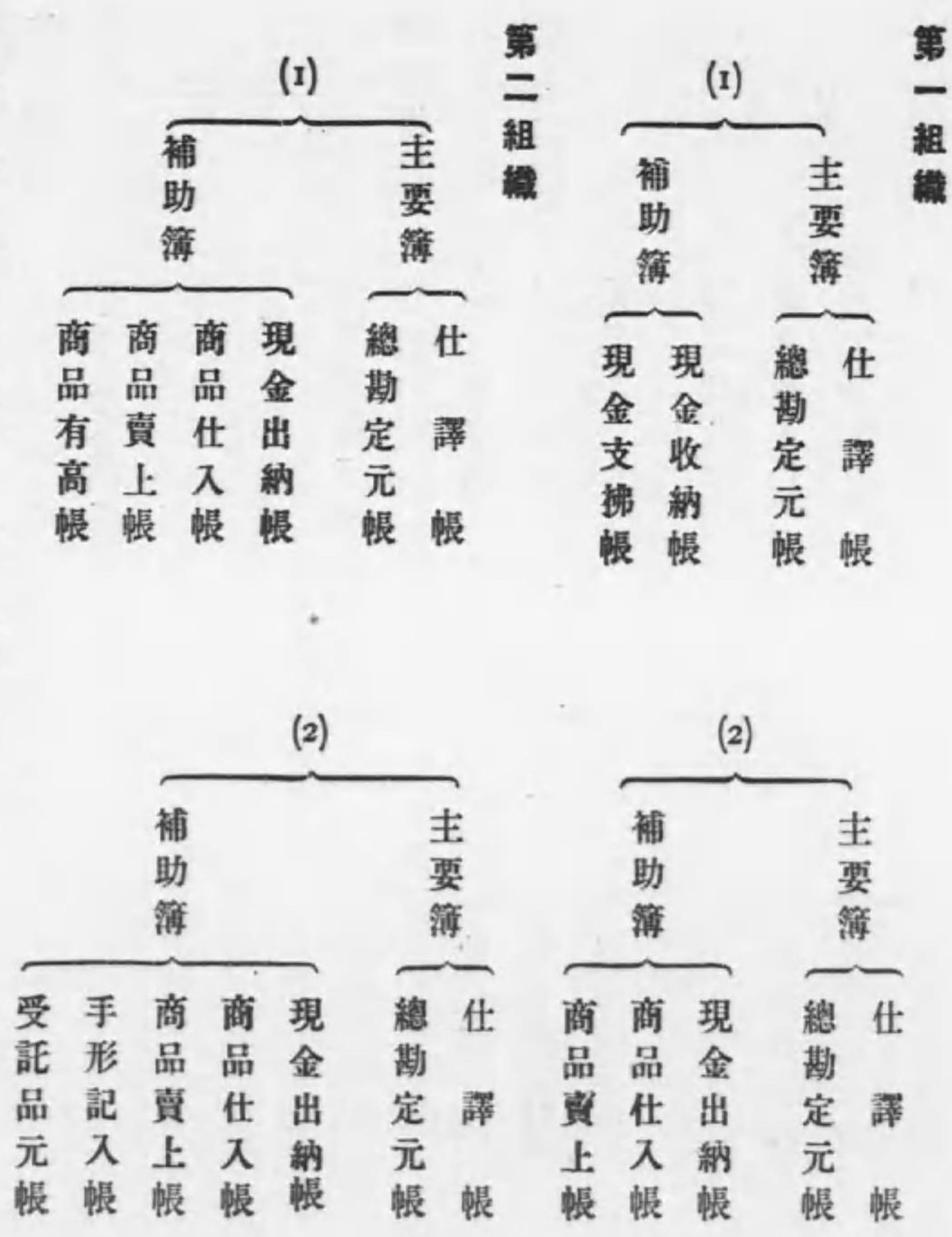
仕入勘定又は賣上勘定

(貸方)

日附	摘要	丁数	仕入勘定又は賣上勘定			日附	摘要	丁数	特別欄の利用										
			合計	甲商品	乙商品				丙商品	合計	甲商品	乙商品	丙商品						

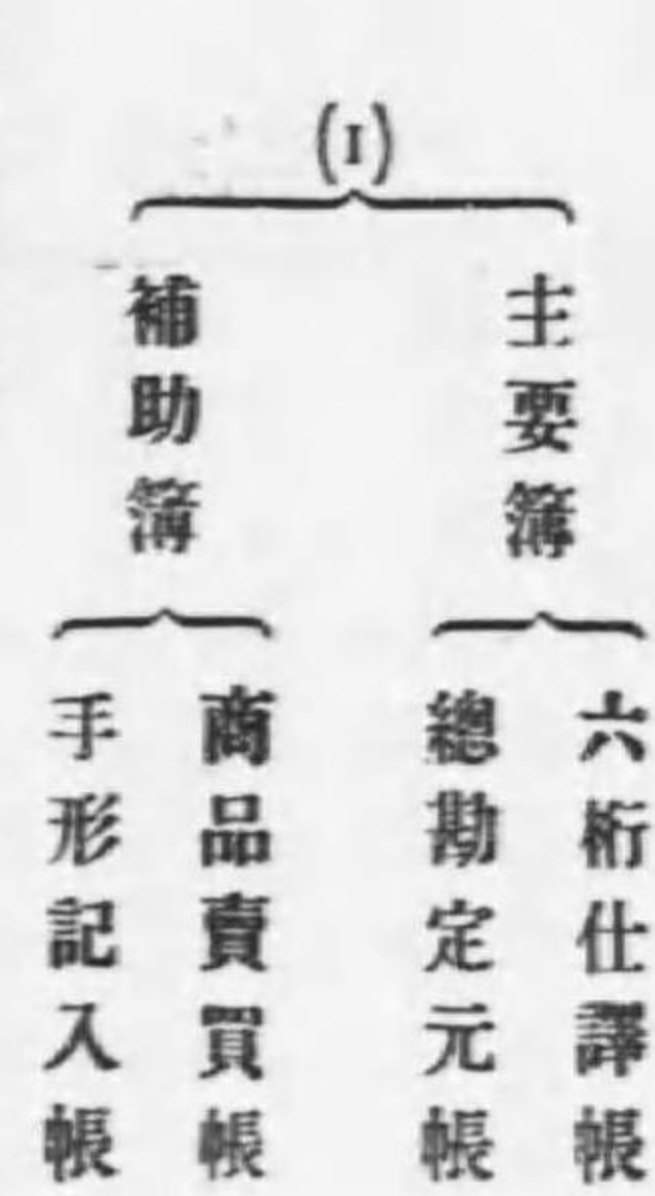
第六章 帳簿の種類及組織

企業の會計整理に要する帳簿は數冊の主要帳簿及補助帳簿を以て組織さるゝものにして、如何なる種類の帳簿を選択して之を組織すべきかは専ら營業の種類性質規模の大小、取引の多寡等を參酌して定むべく、決して總ての場合に適當する一定の組織は之れなきなり。唯、大體の標準としては營業が小規模なるか又は取引數尠くして記帳整理が一人の帳簿方に依て行はれ得る場合には、一切の取引が一個の普通仕譯帳に記帳され、同帳簿より總勘定の轉記が行はるゝ帳簿組織にて不都合なきも、大規模の營業にして取引多數に發生し其記帳整理が數人の帳簿方に依て行はるゝ場合には、仕譯帳を分割して多數の特別仕譯帳を使用し、同時に又各帳簿につき特別欄を利用し、尙元帳は大體の方針として總勘定元帳にては統轄的大科目を以て整理し、其内譯を記帳する多數の補助元帳を使用する帳簿組織が一般に採用さるゝものとす。今次に商業簿記にて使用し得べき帳簿組織の異なるものを是迄に説明せしことある各種の帳簿を以て編成せば次の如し。



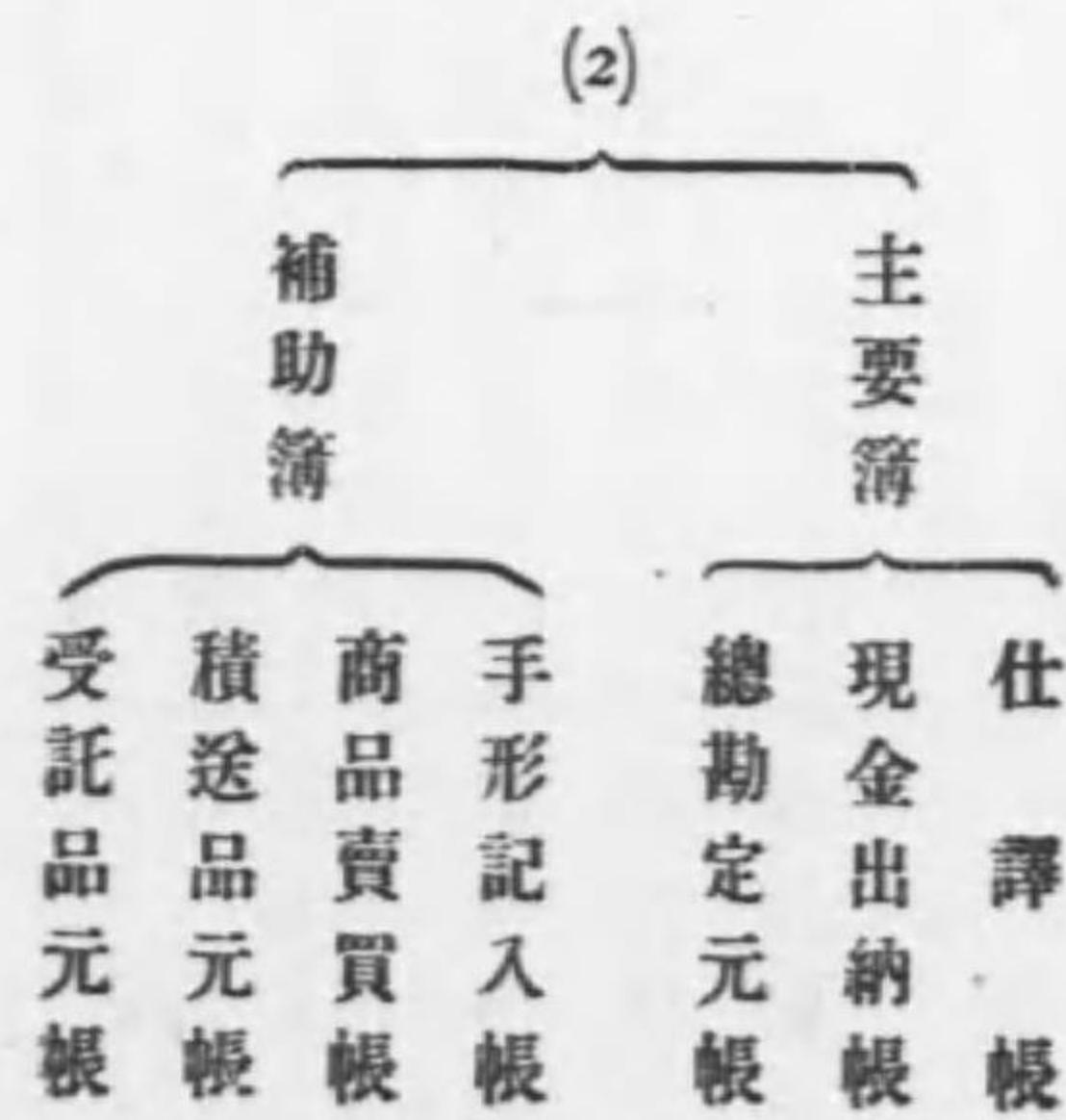
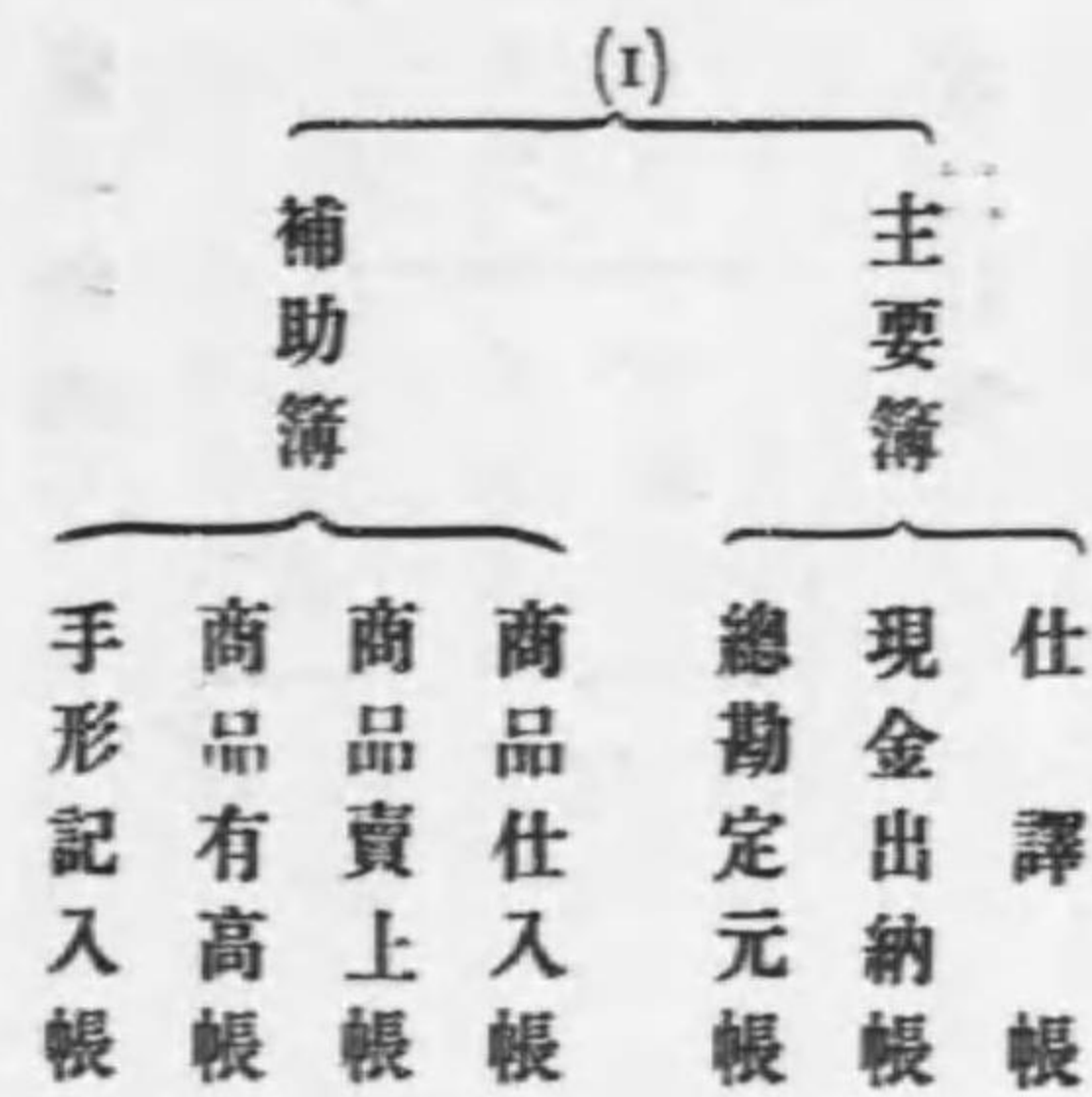
第三組織

商品買入
の積送品
及記帳式
は積送品
元及記帳
式に同じ
法に同じ
(六七頁
参照)



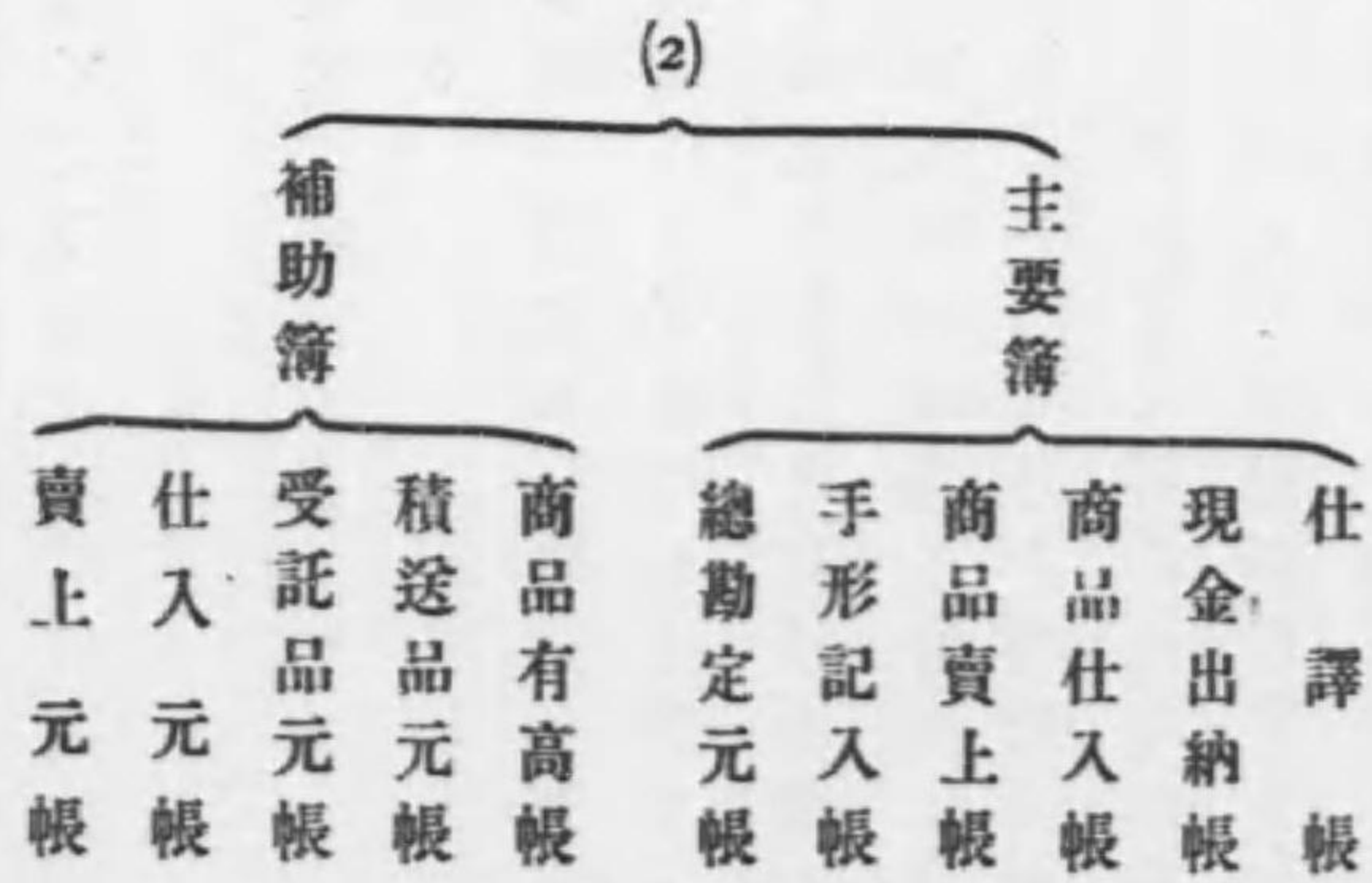
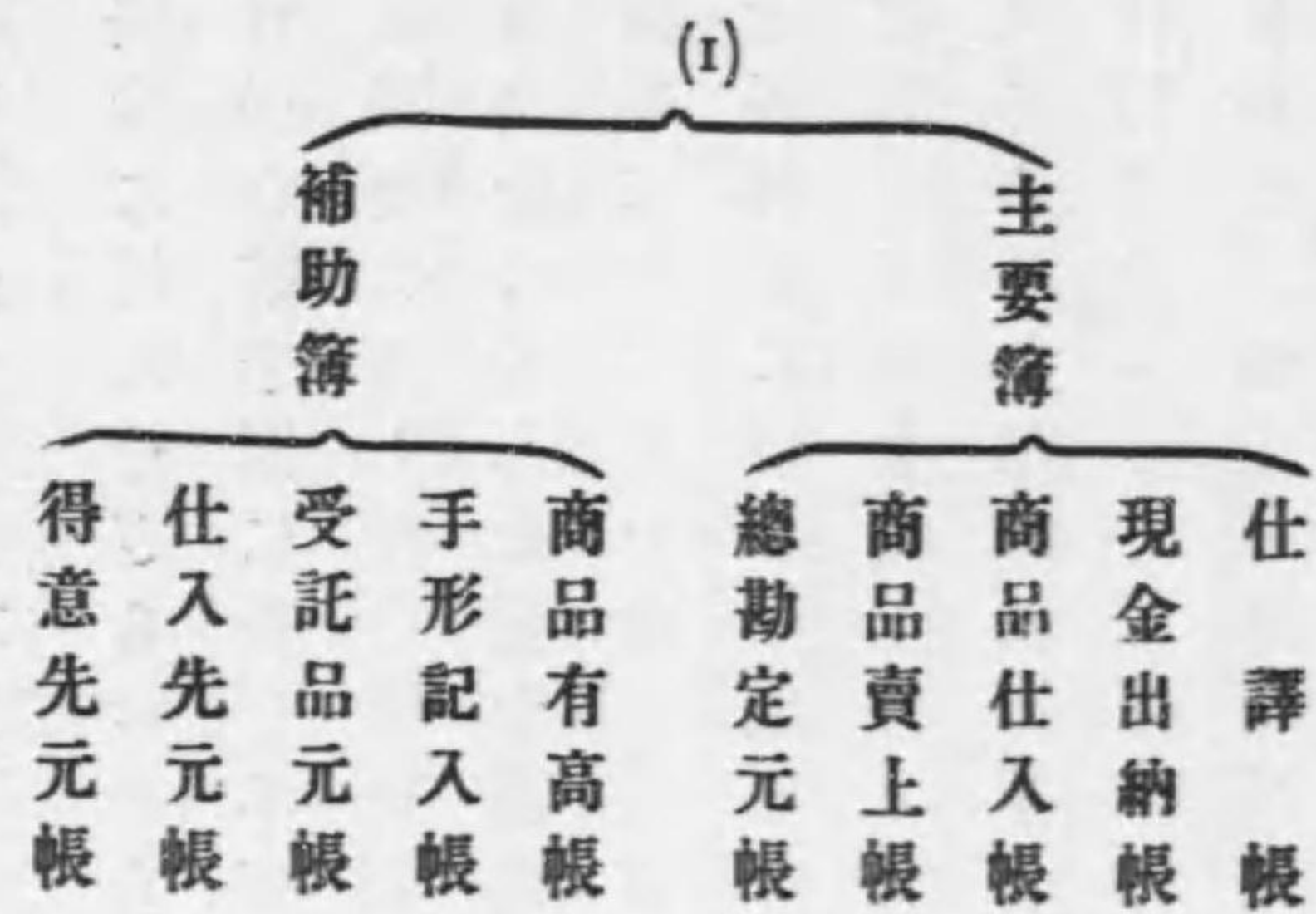
第四組織

受託品
の買入
許受託
の買入
は許受託
の買入
元及記帳
式に同じ
法に同じ
な帳簿は
同帳簿は



第五組織

仕入先
の買入
元及記帳
式に同じ
法に同じ
同帳簿は
同帳簿は



第四組織及第五組織に見るが如く仕譯帳が分割され居る場合に於ては、其記帳上及轉記上注意すべき事項一二あり。

(一) 第四組織に於けるが如く現金出納帳と仕譯帳との兩者を主要帳簿として併用する時には、現金取引は總て現金出納帳に仕譯記入され、現金に關係なき振替取引のみが普通仕譯帳に記入さる。従て次の如き取引は其仕譯を二つに分割して兩帳簿に記入せざるべからず。

(例) 一 賣掛金貳千圓に對し半額を現金にて半額を約束手形にて受取る

(一) 賣掛金に對し現金壹千圓を受取る (現金出納帳に記入分)

(二) 賣掛金に對し金壹千圓の約束手形を受取る (普通仕譯帳に記入分)

(二) 第五組織に於けるが如く仕譯帳が四種にも五種にも分割されたる時には、或勘定の元帳轉記につき重複を生ずるが故、之を避くる方法を講せざるべからず。例へば商品を現金賣したる場合には、此取引が現金出納帳にも亦賣上帳にも仕譯記入さるゝの結果、兩帳簿より轉記を行へば商品及現金の兩勘定は元帳へ二重に轉記さるゝことゝなるなり。此重複轉記を避くる手段は、既に賣上帳の項にて説明せし如く(一)兩仕譯帳より半分づゝの轉記をなすか(二)賣上帳には掛賣せしものとして記帳し、現金出納帳には此賣掛金を直ちに回収したるものとして記帳するにあり。

復習問題

- (1) 商業簿記にて使用する帳簿の種類を列挙すべし
- (2) 前記諸帳簿を以て種々の異なる帳簿組織を編成すべし
- (3) 仕譯帳が分割されたる場合に於て發生する轉記上の重複及之を避くる方法如何
- (4) 營業小規模に取引數少き場合と營業大規模に取引數多き場合とは其帳簿組織に如何なる相違ありや

第七章 取引證憑書及分課制度と帳簿との關係

第一節 取引證憑書と帳簿との關係

取引證憑書とは受取證仕入送狀賣上送狀複寫仕切狀物品倉入傳票同倉出傳票小切手控手形控等凡そ取引に關係ある書類の總稱にして、之が帳簿との關係次の如し。

(一) 取引記帳の材料となること

凡そ取引を記帳するに當つて其取引に直接關係ある證憑書類を材料として記帳する時は、誤謬を避くることを得て大に記帳の正確を期するを得べし。例へば商品を仕入れたる時賣主より該商品に添へ來たる送狀に依て、或は倉庫係より報告ある倉入傳票に依て仕入帳其他の關係帳簿に記録し、又小切手及手形を振出したる時之等の控に依て現金出納帳若しくは手形記入帳等に記入するが如き、或は又銀行簿記にて小切手送金手形預金手形等の支拂をなせし時之等を支拂傳票に代

用し記帳の材料となすが如き、是れ皆記帳の正確を期するの趣旨に外ならず。

(二) 記帳の手續勞力を省略すること

取引證憑書に依て帳簿記録の一部を省略し得る例は、商品の仕入に付賣主より受入るゝ送狀若しくは倉庫係より提出する受入傳票に番號を附して整理保存することに依り之を仕入帳に代用し、若しくは之に依て仕入帳の記録を簡單になすが如き、又商品賣上の際之に添附する送狀の複寫若しくは賣上傳票に順次番號を附して保存整理することに依り、之を賣上帳に代用し、若しくは之に依て賣上帳の記録を簡約にし得るが如し。

(三) 帳簿検査の手段となること

凡そ會計監査に當つて各帳簿への記録を其關係證憑書類と突合せ、記載日附姓名金額等に誤謬脱漏若しくは不正の有無を検するは、現今監査上一般に行はるゝ帳簿検査の手段たり。

第二節 分課と帳簿との關係

凡そ如何なる種類の營業にても規模大に事務の複雑多端なる時には、全事務を其性質又は分量に應じて數課又は數係に分配し、各課又は各係に人員を配當して各事務を擔任せしめ、所謂事務分掌の制度を採用して事務を迅速確實に處理するを普通とす。而して分課制度即ち事務分掌の方法は第一營業の種類に依り相違すべく、又縦令同一營業の場合にても規模の大小事務の繁閑人員の多寡其他の事情に依り異なるが故決して一定せるものにあらず。今大規模の賣買業に付事務分掌の一例を擧ぐれば次の如し。

- (一) 仕入係 商品仕入事務を掌る
- (二) 販賣係 商品販賣事務を掌る
- (三) 倉庫係 商品の保管及出納事務を掌る
- (四) 出納係 現金の保管及出納事務を掌る
- (五) 計算係 主要帳簿の記帳計算事務を掌る
- (六) 用度係 備品雜品の買入・保管・配給及雜費給料等の支拂事務を掌る
- (七) 庶務係 文書の起草・發受・記録の整理、店員の雇入・教育・監督等を掌る

斯く分課制度に依り事務の分掌行はるゝ時には、帳簿も亦自ら各係に其擔當事務の性質範圍に應じて分屬し、其記帳計算は所屬係の責任となるものとす。例へば前掲事務分掌の場合に於ては、仕入帳及仕入先元帳は仕入係に、又賣上帳及得意先元帳は販賣係に、商品有高帳は倉庫係に、現金出納帳は出納係に、普通仕譯帳・總勘定元帳及手形記入帳は計算係に、雜費内譯帳若くは小拂資金出納帳は用度係に屬するが如し。

而して分課制度の下に事務の分掌行はるゝ場合に於ては、各係間に取引を傳達する道具として普通に傳票と稱する一種の切符使用せられ、取引を受付けたる係にては傳票に其取引の勘定科目、關係者姓名其他の要件を記載して他の關係ある各係に順次之を廻付し、各係にては之に據り所屬帳簿に必要な記入をなすものとす。傳票には入金傳票、出金傳票、振替傳票、或は仕入傳票、賣上傳票等の區別ありて、若し取引に關係の證憑書ある時は之が傳票に代用さるゝを普通とす。

尙帳簿の所屬係を異にする時には記帳上の誤記脱漏を検するが爲め取引數の多寡に應じ、毎日又は毎週又は毎月一回計算係に於ける總勘定元帳各勘定口座の

借方貸方各合計額若くは残高を、他の係に於ける當該勘定の補助元帳若くは補助記入帳の合計額若くは残高と突合はせ記帳の正否を検するものとす。例へば總勘定元帳の賣掛金勘定及買掛金勘定の各残高が得意先元帳及仕入先元帳各口座の残高合計額と突合はされ、又受取手形勘定及支拂手形勘定の各残高が同記入帳の受拂未済高と突合はさるゝが如し。

復習問題

- (1) 取引證憑書とは何ぞや之が用途を列挙すべし
- (2) 事務の分掌とは何ぞや普通の販賣業に付之が一例を示すべし
- (3) 分課制度と帳簿所屬との關係如何
- (4) 傳票とは何ぞや之が用途及種類を説明すべし
- (5) 分課制度の下に於て帳簿の突合せ法如何

第八章 カード式及ルーズ、リーブ式

從來所謂帳簿と稱するものは何れも堅く裝釘せられありて、其紙葉は散亂紛失するの危険なきも、帳簿其者を破壊せざる限り之を抜挿加除することを得ず。之が爲め口座數の多き補助元帳に於ては種々の不便不都合を生ず。カード式及ルーズ、リーブ式は共に從來の帳簿に於ける右の缺點を除去するため工夫されたる帳簿の形式的發達の一つたり。從て兩者大體に於て其構造利便用途を同ふす。

第一節 カード式の構造及特徴

カード式(Card System)とはカード即ち個々に分離せる厚き紙票を排列することに依り、從來の綴込帳簿に代ゆる仕組にして、其特色は必要に應じ自由に紙票を移動加除し得るにあるが故、人名たると物品たるとを問はず、苟も多數の口座を有し其移動の頻繁に起る帳簿には便利に適用せらるゝものなり。而してカード式は獨り會計上の帳簿に利用すべきのみならず、又之を社會百般の事務に利用するこ

とを得て、例へば諸種の倶楽部又は協會の會員名簿或は圖書館の書籍目録等には最も便利に適用し得るものなり。

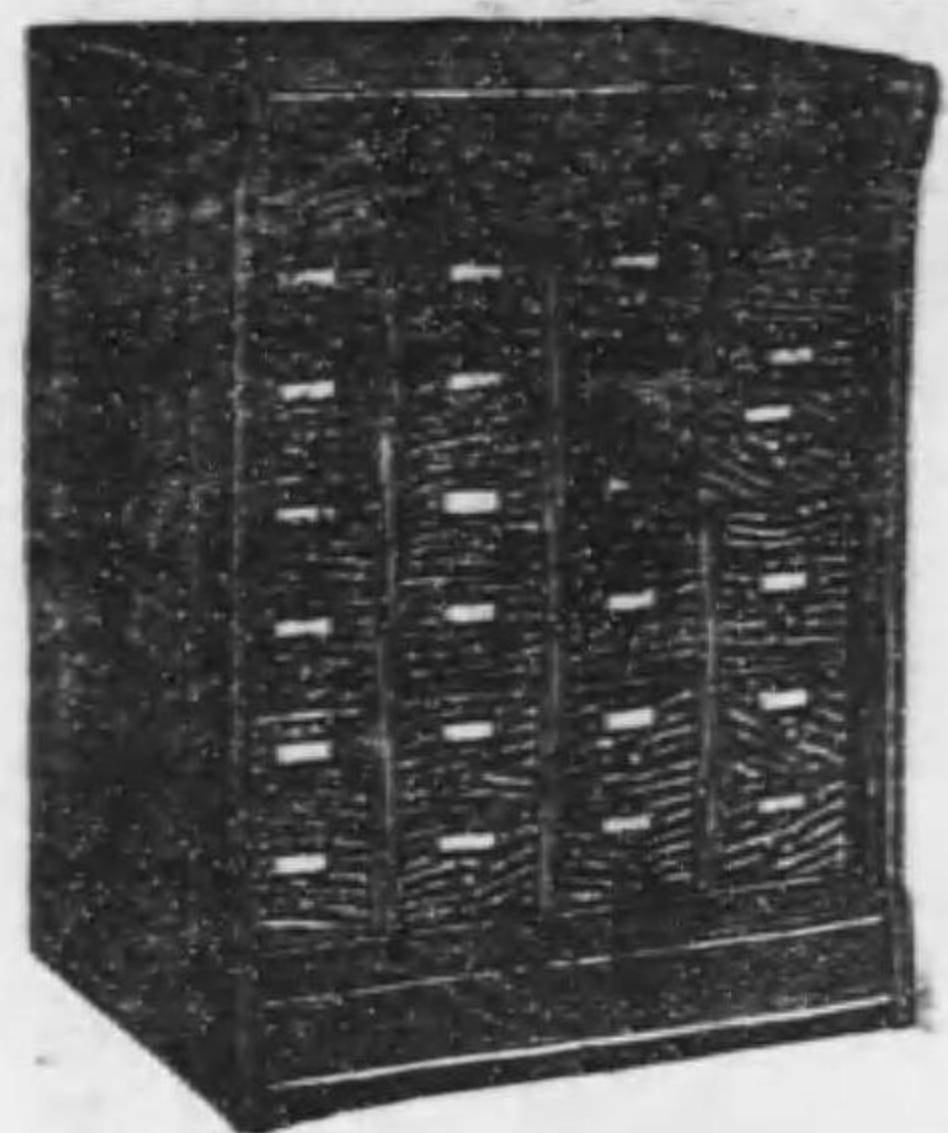
(一) カードの大小形式

カードの大きさは普通端書大にして之を帳簿の一頁に比すれば小なるも表裏兩面に記入するが故、一枚のカードには比較的少量の記入をなし得るなり。其大小及様式等は之に記録する事項の性質及多寡に應じ適當に定むべきものとす。上に揚ぐるは得意先元帳に使用せるカードの様式たり。

姓名		職業		住所	
日附	摘要	借方	貸方	借又貸	残高

(二) カードの容器及抜挿装置

カードは之を抽斗に容れ函に收むるものとす。此容器を保存函(Cabinet)と稱し、抽斗は一個の抽斗を有するものより、多きは數十個の抽斗を有するものあり。抽

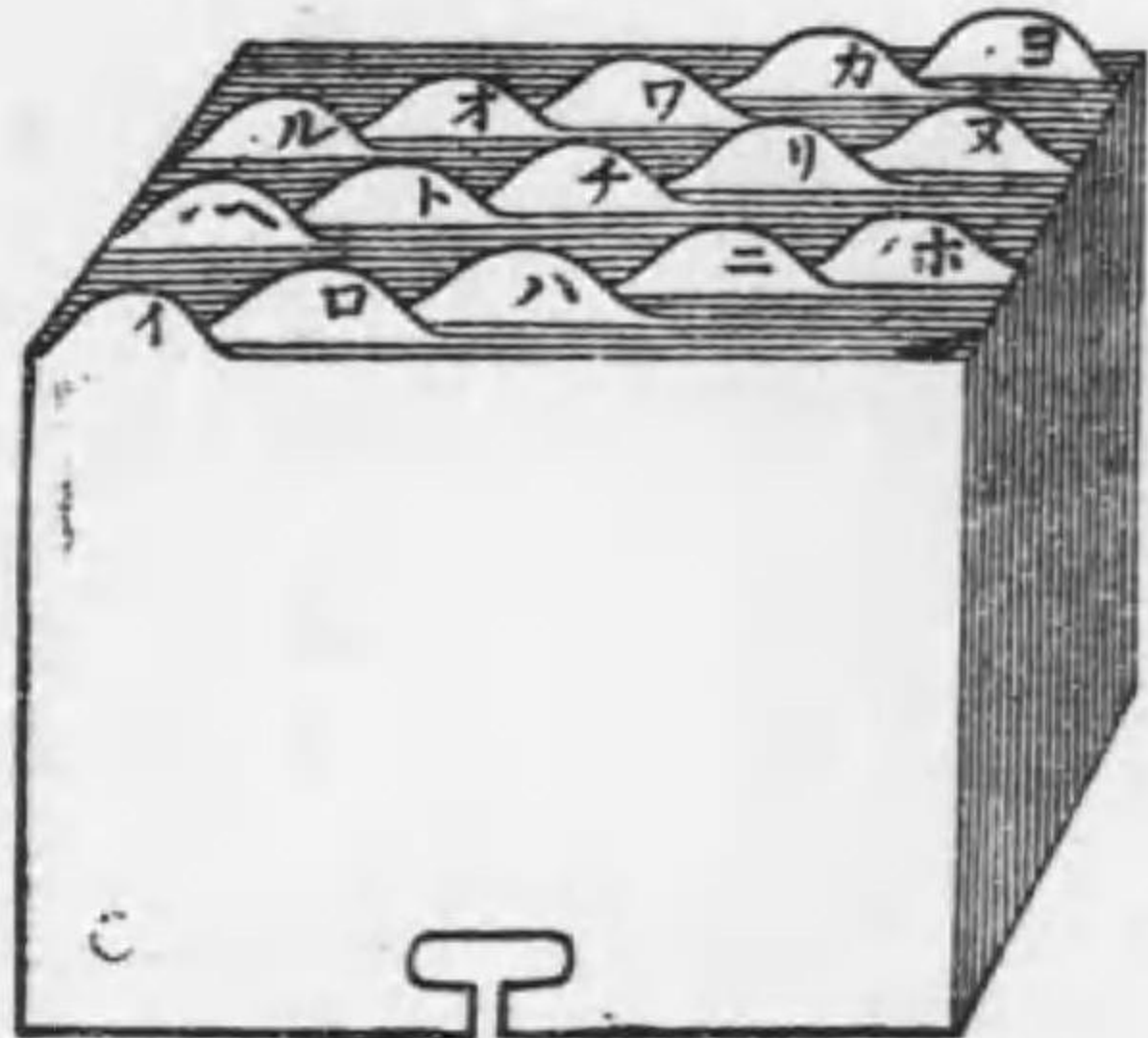


斗の大小個数は主としてカードの大小多寡に依るものとす。而してカードは出入加除移動の頻繁に起るものなるが故、之等を抽斗内に容れ置く装置は成るべく簡便なるを要し、最も簡便なるはカードを其儘一定の順序に抽斗内へ排列して保存するにあり。然れども斯くすれば

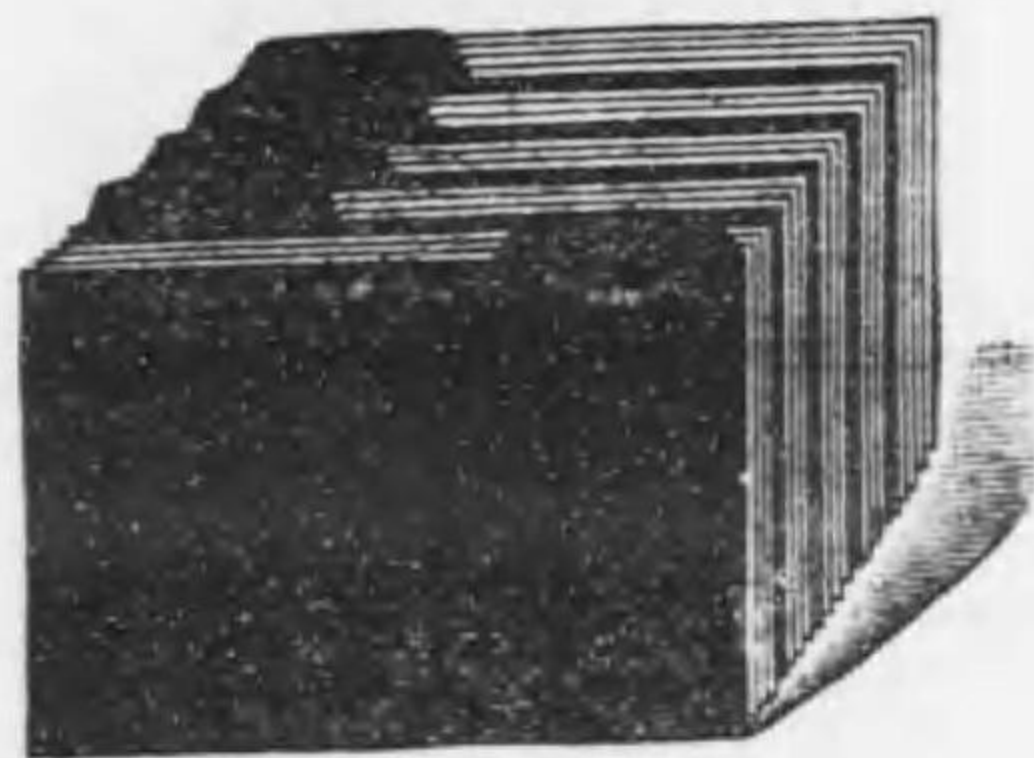
出入には便利なるも散亂紛失の虞れあるが故、普通にはカードの下端に孔を穿ち此孔へ抽斗の内側底部に縦貫せる金屬製の棒を通して、平常はカードを抜き取れぬ様此棒にて支へ置き、記入の必要ある時には此棒を縦に廻轉して所要のカードを自由に抜き取り得る様装置しあるなり。

(三)カードの見出

(いろは別見出カード)



(數別見出カード)



カード式にては所要のカードを容易に搜出するため有効なる見出を附するの必要あり。見出には大見出、中見出、小見出の區別ありて、大見出は普通抽斗の外部表面に記し、中見出及小見出は共に抽斗内にありて、兩者共見出カードと稱する特殊カードより成り、之等見出カードは其上端に耳の

如き突起を設け、此突起せる部分に記せる文字が見出となるなり。中見出は小見出より突起せる部分を大にするか、又は其色合を異にする事に依て兩者を區別す。

(四)カード式の長所

一、一口座一カード制なり、從來の綴込帳簿にては記入多き得意先口座は最初設けある餘白に不足を生じ、他日其口座のため二番口、三番口を設くる必要あり。加之各口座には最初より餘分の頁を取り置く爲め、自然帳簿の尨大となるを免れず。カード式には斯る不便なし。

二、死口座及睡眠口座と活動口座とを區別し、日常取扱ふ口座數を最小數に減ずることを得、舊來の帳簿にては日常取引ある活動口座も、既に決算済となり最早取引なき死口座も、現在取引の中絶し居る睡眠口座をも共に一帳簿に包容するも、カード式にては後二者は別函に移し、日常使用するカード函は活動口座のみを有するが故、口座の搜索に容易なるのみならず、其他取扱上諸種の便利あり。三、口座を一定の順序に保つことを得、而かも此順序を何時如何様にも變更することを得、綴込帳簿にては最初口座を或一定の順序に排列し置くも、後々生ずる

新口座のため又は各口座への記入多き爲め此順序は或期間後には混亂するを免れず。然るにカード式は一口座一カード制なる故後日如何に多數の新口座發生するも又は各口座への記入多くとも最初の排列順序を保持し得るなり。

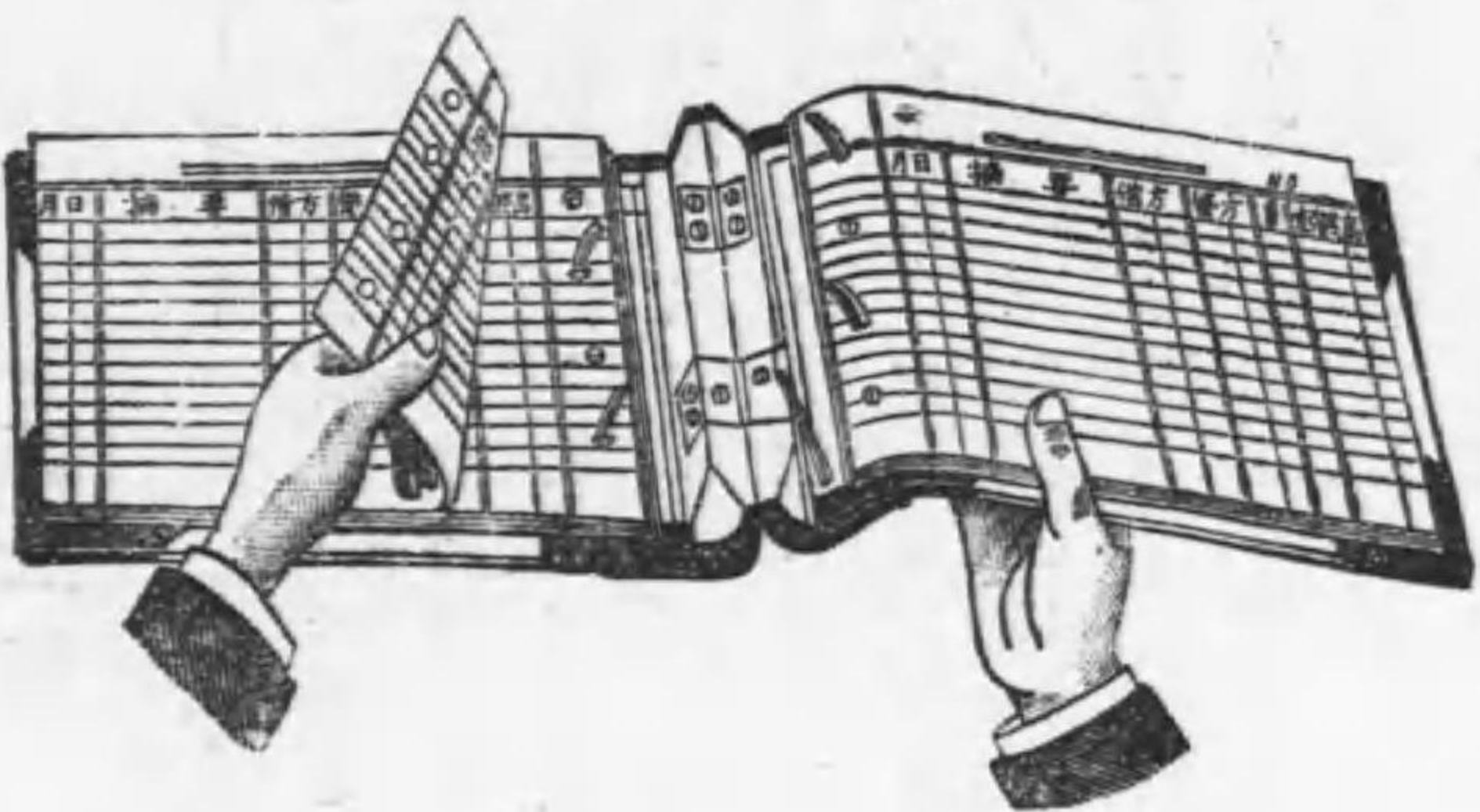
四、會計年度改まるも一度に繰越をなすの手數勞力なし。從來の帳簿にては會計年度改まりたる時新規の帳簿と取換へ舊帳簿の各残高を新帳簿へ一度に繰越さざるべからず。而るに其口座數が數百數千ある時は之れ非常の手續にして、且つ繰越記入中に誤記脱漏をなすの危険あり。之に反しカード式にては記載濟となれるカードは其都度新カードへ繰越しあるが故年度改まるも全カードを一度に新たにするの必要なし。

五、一帳簿への記帳事務を數人の帳簿方に分割し之が記帳計算を迅速に處理することを得。普通の帳簿にては如何に記入事項多き場合にても一帳簿へ數人の者が同時に記帳をなし能はざるも、カード式にては各口座の抜挿自由なる故一帳簿への記入多き場合には其帳簿に於ける勘定口座を幾多に分割し數人の帳簿方が分擔して同時に記帳計算をなし得るの便あり。

第二節 ルーズリーフ式の構造及特徴

ルーズリーフ式(Loose Leaf System)とはリーフ即ち紙葉を一枚一枚取外し又は挿込むことの自由に出來得る様製したる帳簿にして、舊來の帳簿とカード式との折衷なり。即ち從來の帳簿の如く紙葉を堅く裝釘することなきもバインダーと稱する装置に依り紙葉を散亂せざる様に結束して、平常は普通の帳簿の體裁を保ち、必要の際にはバインダーの開閉に依り自由にリーフの抜挿加除を意の如くなし得るものなり。故に前に列記せしカード式の長所利便はルーズリーフ式も亦悉く之を備ふ。尙ルーズリーフ式は舊來の帳簿の缺點を除去するを得ると同時に、カード式が商業帳簿にあらず或は散亂紛失の虞れありと云ふが如き批難短所をも除去し得るなり。

斯くてルーズリーフ式は帳簿の本體たるリーフ(Leaf)即ち紙葉と此紙葉を結束する装置たるバインダー(Binder)との二部分より成立す。リーフはカード同様一枚一枚に分離しありて、其大小様式は之に記録する事項の性質及其多寡に應じ適



宜に定むるものとす。ルーズリーフ式の最も單純なるものはリーフを重ね其一方の端に孔を穿ち之に紐を通し綴じたるものに過ぎざるも、現今實際に使用さるルーズリーフ式帳簿はリーフを綴ぶるにバインダーなる精巧の装置を以てす。バインダーとは表紙兼帯の器械製紙挾にして、其特色はリーフが鈔き時も多き時も同様に堅固に結束し、必要に應じ之を開くことに依り容易にリーフの出入加除をなし得るにあり。尙リーフを安全に保つ方法としてはバインダーに一定の錠を装置し店主其他責任ある者其鍵を保管し、他の者をして猥りに之が開閉を行ふこと能はざらしむるにあり。

第三節 兩式利用の範圍

カード式及ルーズリーフ式の兩者は共に米國にて創案されたるものにして、我國にては帝國圖書館之が使用の嚆矢たり。次いで生命保險會社にて採用し今日にては一般に會社銀行及諸種の事務所にて盛に之を利用するに至れり。然れども此兩式は如何なる帳簿に利用するとも満足なる結果を得べきにはあらずして、口座數多く其移動加除の頻繁に發生する性質の帳簿にのみ有効に利用さるゝものなり。故に連續的に記入する帳簿には之を適用するの必要なく、從て仕譯帳現金出納帳・仕入帳・賣上帳等は從來の綴込帳簿にて不便不都合なし。斯くて之が利用の範圍は主として元帳殊に補助元帳に限られ、例へば得意先元帳・仕入先元帳・株式元帳或は銀行の當座預金元帳・特別當座預金元帳或は郵便局の貯金原簿等に利用して適切なるを見るなり。蓋し之等の帳簿は其口座數多く新口座の發生、舊口座の消滅復活等頻繁に發生するものなればなり。

復習問題

- (1) 従來の綴込帳簿に於ける缺點を挙げよ
- (2) カード式及ルーズリーフ式は如何なる性質の帳簿につき有効に利用せらるゝや
- (3) カード式は會計帳簿以外尙如何なる事務に利用し得るや
- (4) カードの容器及之を散亂せしめざる保存装置如何
- (5) 活動口座・死口座・睡眠口座の各意義如何
- (6) カード式及ルーズリーフ式の長所を列舉せよ
- (7) カード式とルーズリーフ式との異同及其優劣を述べよ
- (8) ルーズリーフ式の構造を説明せよ

第九章 商業帳簿に関する法規

我邦現行商法は特に一章を設け其第一編第五章に商業帳簿に關し規定する所ありて之れ商人の遵守すべきものなるが故次に其條文を列舉し之等に簡單なる註釋を附すべし。

第二十五條 商人は帳簿を備へ之に日々の取引其他財産に影響を及ぼすべき一切の事項を整然且明瞭に記載することを要す但家事費用は一ヶ月毎に其總額を記載するを以て足る。

小賣の取引は現金賣と掛賣とを分ち日々の賣上總額のみ記載することを得

(註) 此條文に依て商法は商人に日々の取引を記帳すべきを命ずるも其記帳法に就ては規定せざる故單式簿記に據るも複式簿記に據るも商人の隨意なり。然れども商法は整然且明瞭に記載することを要求し居るが故大規模の營業會計にして單式簿記にては整然明瞭の記帳をなし能はざる場合には自ら複式簿記に據るの必要を生ずべし。

小賣に就ては日々少額の取引無數に發生し之等を一々記帳するは非常の手續なり此不便につき本條第二項は現金賣と掛賣とに分ち日々の賣上總額にて記載し得る旨を規定せり。

第二十六條 動産・不動産・債權・債務其他の財産の總目録及貸方借方の對照表は商人の開業の時又は會社の設立登記の時及び毎年一回一定の時期に於て之を作り特に設けたる帳簿に之を記載することを要す。

財産目録には動産・不動産・債權其他の財産に價額を附して之を記載することを要す、其價額は財産目録調製の時に於ける價額に超ゆることを得ず。

(註) 本條第一項は財産目録及貸借對照表の作成時期を規定するものなり、毎年一回之を作るを要すとあるは間接に商人の一營業年度は一ヶ年以上に亘り得ざることを規定するものなり、即ち一營業年度を一年以下に短縮し一ヶ年に數回決算をなすことは商人の隨意たるも、尠くとも一ヶ年に一回は之を行ふを要す。又財産目録に記載すべき財産の内容が資産のみならず負債をも包含することは、此規定に動産・不動産債權債務其他の財産總目録とあるに徴し明かなり。

第二項は財産の評価に係る規定にして、商法は財産に其時價より高き評價を附する

を禁ずるものなり。故に一個壹圓にて仕入れたる商品が決算期に時價壹圓貳拾錢となり居る時には、其商品を貸借對照表及財産目録に壹圓貳拾錢にて評價記載すること亦原價の壹圓にて評價記載することも可なるも、之に壹圓貳拾錢以上の評價を附するは違法たり。自然、時價が九拾錢となり居る時には九拾錢以下に評價するを要し之を原價の壹圓にて評價するは時價以上の價額を附することとなるなり。

第二十七條 年二回以上利益の配當を爲す會社に在りては毎配當期に前條の規定に従ひ財産目録及貸借對照表を作ることとを要す。

第二十七條ノ二 裁判所は申立に因り又は職權を以て訴訟の當事者に其商業帳簿の提出を命ずることを得。

(註) 本條規定の如く他人と營業上の事件につき訴訟問題起りたる時裁判所より商業帳簿の提出を命ぜらるゝことあるが故、平素帳簿は當日迄に發生せる全取引を整然且明瞭に記録し置く様心掛ざるべからず。從て帳簿に他人の讀む能はざる如き不明瞭なる記帳をなし又財政の状態を知り能はざる如き不完全無秩序なる記帳をなし又撰りに記載事項を塗抹變更しあることは裁判上自己に不利益なる結果を來たすべし。

第二十八條 商人は十年間其商業帳簿及び其營業に關する信書を保存することを要す。前項の期間は商業帳簿に付ては其帳簿閉鎖の時より之を起算す。

(註)營業に關する信書とは營業取引に關係ある往復文書のことにして、手紙端書は勿論電報をも包含するも受取證其他の證憑書は信書にあらずとの説多し。帳簿閉鎖の時とは一冊の帳簿に最後の記載をなしたる時と解するを正當となす論者多し。

復習問題

- (1) 取引の記帳につき商法に如何なる規定ありや
- (2) 財産目録及貸借對照表作成時期につき商法に如何なる規定ありや
- (3) 商業帳簿及營業信書の保存年限如何
- (4) 裁判上有利なる結果を得るには平素帳簿を如何に記帳し置くべきや

第六編 決算

第一章 試算表

第一節 職分種類及調製時期

試算表 (Trial Balance) とは既に上巻にて説明せし如く、原始仕譯簿より元帳へ轉記の正否を検する爲め、一定期間毎に又は期末決算に際し調製するものにして、元帳各勘定口座の貸借各合計を以て作る合計試算表と、又貸借差引残高を以て作る残高試算表と、更に又兩者を合せたる合計残高試算表との三種あり。何れの場合にも此表の借方合計と貸方合計とが相平均すると否とに依て轉記の正否を確むるを得るなり。之れ複式簿記の原則たる貸借平均の理に基くものにして、即ち複記式にては各取引が元帳或口座の借方と同時に他口座の貸方とに記入せられ、其

金額が取引毎に貸借相均しきが故、元帳全口座に於ける借方記入の合計と貸方記入の合計とは必ず相平均すべくして、此數學的證明が試算表の調製に依て果さるゝものとす。尙殘高試算表に就ては、各口座の殘高は其口座の貸借各合計より同一の數字を差引きたる結果なるが故、轉記の正しき限り之等殘高の貸借各合計も亦必ず相平均するものとす。斯くて殘高試算表も合計試算表と同じく轉記の正否を證明し、併かも殘高欄を有する様式の元帳が使用さるゝ場合には其調製最も容易なるが、尙又此表の借方は資産若くは損費を貸方は負債若くは利益を現はし、之に依て日々の財政状態が觀察さるゝの便あるとに依り、實地會計上最も多く利用さるゝは殘高試算表なりとす。

小規模の營業にては試算表は普通各期末に一回調製せらるゝも、營業大規模にして取引轉記數の多き場合には、毎月又は毎半ヶ月或は毎週之を調製して其都度轉記の正否を検するを便とし、銀行其他大會社にては日計表若くは營業日報と稱し、日々殘高試算表を調製するものとす。

尙、試算表を調製するに當ては前以て當日迄に起りたる取引を漏れなく元帳へ

轉記し置くを要す。然るに仕入帳賣上帳現金出納帳等特別仕譯帳の合計金額は普通毎月末に元帳へ轉記さるゝが故、毎半ヶ月又は毎週又は毎日此表を調製する場合には、之等の金額をも亦試算表に加へざるべからず。

第二節 試算表の發見し得る誤謬

今試算表を調製したる場合に其貸借の平均せざる時は、之れ明かに誤謬の存在を立證するものにして、之を搜查訂正するを要す。而して之が搜查の第一手續としては、先づ其誤謬の試算表自身に存在するにあらざるや、即ち元帳各口座より此表へ金額を移し來る上に於て誤記脱漏をなせしにあらざるかを検査し、試算表自身の正しきことが確かめられたる時には、此表不平均の原因は元帳に存在し、即ち各仕譯帳より元帳への轉記上誤謬の存在すること明かなり。而して各仕譯帳より元帳への轉記上最も普通を生ずる誤謬は次の如き場合にして、試算表の貸借が相平均せざる時には、普通之等誤謬の一つ又は二つ以上が存在するものなり。

(一) 勘定の金額を誤り轉記せる場合

- (二) 元帳勘定口座の貸借を取違へ借方に轉記すべきを貸方に轉記し、又は貸方に轉記すべきを借方に轉記せる場合
 - (三) 或勘定の轉記を脱漏せる場合
 - (四) 特別仕譯帳の合計が誤算せられ、其誤算額にて元帳當該口座に轉記せる場合
 - (五) 同一勘定が二度轉記されたる場合
- 而して試算表が貸借相平均せざる時、其原因たる上記の如き誤謬の有無及所在箇處を發見する爲め採るべき手段次の如し。
- (1) 若し不平均の差額が一拾百千等の數なる時には、其誤謬は合計の計算を誤りたるに基くこと多きが故、先づ試算表の合計を吟味し之を發見せざれば、次に元帳各口座の貸借各合計を吟味すること。
 - (2) 不平均の差額に均しき金額の科目が仕譯帳に存在せざるかを吟味すること、若し斯る金額の科目を發見せば、其誤謬は該科目の轉記落に基くこと多し。
 - (3) 不平均の差額が二にて除し得る數なれば、之を二分せし金額の科目が仕譯帳に存在せざるかを吟味すること。若し斯る金額の科目を發見せば、其誤謬は

該科目を貸借誤れる側に轉記せしに基くこと多し。

- (4) 各種仕譯帳元丁欄につき或科目の轉記落あるにあらざるかを吟味すること。
- (5) 元帳各勘定口座の前期繰越金額に誤記又は脱漏なきかを吟味し、且つ之等繰越高の貸借が相平均し居るかを吟味すること。
- (6) 各特別仕譯帳より定期に合計額を以て一纏になせる轉記の正しきかを吟味すること。

以上の如き各手段を盡し元帳に於ける誤謬の性質及所在箇處を發見し能はざる時には、最後手段として元帳に於ける一切の轉記を一々各種仕譯帳の記帳と突合せ搜索するの止むなきなり。

第三節 試算表の發見し能はざる誤謬

試算表を調製したる時、其貸借が相平均すれば、普通には之を以て記帳の正確を立證するものと看做す。然れども試算表の貸借各合計が相平均するの一事は、絶對に記帳の正しきを證明するものにあらず。何となれば此表の貸借平均に少し

も影響せざる誤謬の存在することあればなり。即ち次に掲ぐる二種の誤謬の如きは、試算表の貸借相平均するに拘らず元帳に存在し得るものなり。換言せば斯る誤謬は試算表に依て之を發見する能はざるなり。

(一) 或勘定の轉記につき貸借の額は正しきも口座を取違へ他の異なる口座に轉記したる場合。例へば賣掛金勘定口座の借方へ轉記すべきものを誤りて買掛金勘定口座の借方に轉記したる場合の如し。

(二) 互に償ひ合ふ金額の誤記をなしたる場合。互に償ひ合ふ誤記とは一口座になせる金額の誤記が他口座になせる誤記と其金額を同じくし互に補償し合ふ場合にして、例へば一方にて甲勘定口座の借方に金百參拾圓轉記すべきを金百五拾圓として貳拾圓多く誤記したる時、他方に乙勘定口座の借方へ金百五拾圓轉記すべきを誤りて百參拾圓とし貳拾圓少く轉記したる場合の如し。

之を要するに元帳の誤謬には試算表の貸借平均を妨ぐるものと又毫も此表の貸借平均を妨げざるものとの二種ありて、前者に屬する誤謬は試算表の調製に依て之を知り得るも、後者に屬する誤謬は試算表の調製に依て之を知る能はざるなり。

然れども最も普通に生ずる元帳の誤謬は前者にして、後者の如き誤謬の生ずるは寧ろ稀なるが故、試算表が貸借平均の理に依て一般普通なる誤謬の有無を證明することは、此表の効用を極めて大ならしむるものにして、縱令後者の如き誤謬を發見する能はざるの短所ありとも、之が爲め此表の價值を減するものにあらず。

復習問題

- (1) 試算表の種類及調製の時期如何
- (2) 試算表の貸借が平均すると否とに依り轉記の正否が檢證さるゝ理由如何
- (3) 仕譯帳より元帳への轉記上發生する誤謬の普通なるものを列舉せよ
- (4) 試算表の貸借相平均せざる時其誤謬の種類及所在箇處を發見するに採るべき手段を列舉せよ
- (5) 試算表の貸借が相平均することが絶対に元帳轉記の正確を立證するものにあらずる理由如何
- (6) 残高試算表の借方及貸方は各々如何なる事項を現はすものなりや

第二章 棚卸整理事項

既に上巻にて説明せしが如く、決算に際しては商品・有價證券・建物・什器・賣掛金等所有資産の大多數に對し又其期間に發生せる損益につき棚卸をなすを要す。蓋し期末に於ける之等資産及損益に係る元帳勘定口座の記録は未だ正確なる價格を現はすものにあらず、殊に賣殘商品の價額の如き之を元帳につき知る能はさればなり。故に決算に依て營業の成績・財政の状態を正確に計算し、成るべく正しき損益計算表及貸借對照表を作成する爲めには、元帳勘定口座に決算締切手續を施すに先ち、次に列記する如き諸種の棚卸整理を必要とす。而して之等棚卸整理事項は總て棚卸表に記載さるゝものとす。

- (一) 賣殘商品の棚卸
- (二) 固定資産の減價償却
- (三) 未拂費用の附加
- (四) 未經過費用の控除
- (五) 未收利益の附加
- (六) 未經過利益の控除
- (七) 賣掛代金の貸倒に對する準備金設定

第一節 商品の棚卸

商品賣買に係る記録が一箇の商品勘定にて處理さるゝと又數個の分割勘定にて處理さるゝとを問はず、之等は何れも期末決算日に於ける商品の賣殘高を現はさす。故に販賣利益を算出し又資産としての現在有品を知るが爲めには賣殘商品の棚卸を必要とす。而して棚卸すべき商品の範圍は苟も自己の所有に屬する商品は一切之に包含せしむるを要し、獨り手許に保管するものゝみならず、他へ販賣のため積送しあるもの又は運送途中にあるものにて自己の所有に係るものは總て棚卸に含ましむるを要す。從て自己の手許に保管する商品にても既に他人へ賣渡せるもの、或は他人よりの委託に係るものは當然棚卸より除外せざるべからず。次に棚卸に付肝要なる事項は其數量の計算と之が評價とを正確に行ふにあり。此兩者の孰れにても不正確に行はるれば賣殘商品の評價額及販賣利益の計算が不當となるを免れず。即ち商品の棚卸數量を實際より多量に計算せば、之に依て賣殘品の價額を不當に高め得べく、又其單價を一錢にても不當に高く評

價せば、其數量の大なる場合に於ては之に依て賣殘品の評價額を大に膨張せしむるを得べし。而して棚卸商品の評價は普通に其原價にて行はれ、唯原價が時價より高き時に限り低き時價に依て評價し、差額は評價損失として處理するを要す。尙茲に原價とは其買入代價に運賃車力賃關稅等買入諸掛の加りたるものなり。

第二節 減價償却

建物機械器具什器等の固定資産は繰返す使用に依て漸次物質的に消耗毀損し其價額を減ずるものにして、會計學上之を減價 (Depreciation) と稱す。斯くて此種資産は何れも之が使用に堪ゆる期間に一定の限ありて、此壽命期間中其使用に伴ひ漸次消耗して其價額を減ずるが故、此種資産を毎決算期に最初の記帳價額にて計算するの不當なるや明かなり。因て毎決算期には必ず其評價を新たにし、其年度の使用に依て毀損せる丈の價額は當該資産原價を減じ、之を其年度の損費として取扱ふべきものにして、之を減價の償却と稱す。

而して固定資産の減價を償却したる時、之に係る記帳法には次の二つあり。

第一法 は減價償却高を當該資産勘定の貸方に記入して之を借方原價より差引きとなすものにして、自然右減價記入後の貸借差額は當該資産の現在評價額を現はすなり。

第二法 は資産の原價を保存するため其勘定は最初の記帳價額にて残し置き、減價償却高は減價償却準備金と稱する別勘定を起して其貸方に記入し置くものとす。故に此記帳法に依る時には各固定資産は常に二個の勘定を有し、一は該資産の取得價額を現はすもの、他は之が見積減價を現はすものなり。故に當該資産の現在價額を見出すには前勘定の借方殘高より後勘定の貸方殘高を差引となすを要す。此結果減價償却準備金勘定は固定資産の評價をなすに當り、該資産勘定よりの差引額を示すものたるの意味に於て之を評價勘定 (Valuation a/c) と稱す。

今原價金壹萬圓の建物に金參百圓の減價償却をなせりと假定せば、右兩法に係る各仕譯次の如し。

第一法 (借) 損益又は減價償却費 300 (貸) 建物 300

減價準備金は各固定資産別に設くるを要す

第二法——(借) 損 300 (貸) 建物減價償却準備金 300

第三節 未拂費用の整理

一期間の損益計算を正確に行ひ純損益高を正しく算出するには、苟も其期間に發生せる費用は之が既に支拂を終りたると未だ其支拂を終らざるを問はず、總て當期の損益計算に加へざるべからず。茲に未拂費用とは營業上既に發生せるも未だ支拂ひ居らざる費用のことにして、當期の損益計算に組入るべきものにして未だ記帳され居らざるものなり。故に決算に際しては之等未拂費用は其期の損益計算に加ふるを要し、之がためには其金額を當該費用を處理する勘定の借方に記入すると共に、他方には之を一種の負債として次期へ繰越さざるべからず。之が記帳法は未拂金勘定を設けて右未拂額丈其費用を表はす勘定の借方と未拂金勘定の貸方とに記入し、前者は當期の損益計算に加へ後者は次期へ負債として繰越すにあり。例へば今期末に雑費の未拂分金五拾圓ありと假定せば、此記帳法に依る仕譯は次の如し。

(借) 雑費 50 (貸) 未拂金 50

然れども此記帳法に依れば次期に至り雑費を支拂ひたる時、其内前期未拂分に係るものは特に未拂金勘定を以て記帳するの不便あるが故、斯る場合に實地行はるゝ簡便記帳法は次の如し。

(借方)	雑費	(貸方)
当期支拂額	800	損益 850
期末未拂分	50	
	<u>850</u>	<u>850</u>
		未拂分繰越 50

未拂分五拾圓を雑費勘定の借方に記入して、當期雑費發生額合計金八百五拾圓を損益勘定に振替へ、此口座に締切手續を施したる上、貸方に未拂分の繰越記入をなすこと上掲記帳に見るが如し。而して貸方繰越額は貸借對照表に負債として現はされ、又次期に於て此口座の貸借差額が損益勘定に振替へらるゝことに依り、前期の損益計算に組入れし未拂分は借方より自然に差引きとなるなり。

第四節 未経過費用の整理

未経過費用とは當期に支拂はれたる費用の一部分が次期に適用さるゝものなる時此前拂分を意味するものにして、利子・保険料・廣告料・家賃・地代等の費用に付之を生ずる場合多し。従て損益計算を正しく行ふには此種未経過費用は當期の損益計算より除外して之を次期へ資産として繰越す様處理せざるべからず。例へば今保険料一ヶ年分前拂せられ居る時、半ヶ年目に決算が行はるゝものとせば、支拂保険料の内半額は未経過分として當期の損益計算より除き、之を資産として次期に持越す様整理するの必要あるが如し。之が記帳法は未経過勘定を設け未経過金額だけ其費用を現はす勘定の貸方に記入して、損益勘定に振替ゆべき該費用の金高をそれだけ減すると共に、之を未経過勘定の借方に記入して次期へ繰越すにあり。今一月一日に一ヶ年分の保険料金壹千圓が前拂せられ、六月三十日に決算が行はるゝものとせば未経過分整理に係る仕譯次の如し。

(借) 未経過勘定 500 (貸) 未経過勘定 500

然れども未経過保険料は次期に於ては保険料となり其期の損益計算に加ふべきものとなるが故、此勘定は次期に至れば再び保険料勘定に振戻すの必要を生じ手數なるが故、未経過費用の場合同様普通には次の如き簡便記帳法が行はるゝものとす。

借方		貸方	
1/1 支拂高	1,000	6/30 未経過分	500
		損益	500
	1,000		1,000
未経過分繰越	500		

未経過分五百圓を保険料勘定の貸方に記入して支拂額の内當期間に係る五百圓を損益勘定に振替へ、一旦此口座に締切手續を施したる上、更に借方に未経過分の繰越記入をなすものとす。而して右借方繰越額は當期末には資産として、貸借對照表に現はされ、次の期末には保険料なる損費として處理せらるゝに至るなり。

第五節 未收利益の整理

未收利益とは當期に係る利益にして既に發生せるも未だ其支拂を受けざるものを意味し、利息手数料等につき發生することあり。故に當期の損益計算を正確に行ふには斯る収益も亦之を當期の損益計算に加へ、他方に之を一種の資産として取扱ふを要す。然れども會計は保守堅實を貴ぶの趣旨よりして、未拂費用は計算するも未收利益は之を現實に受取る迄計算に加へざること多し。

之に係る記帳法は未收入金勘定を設けて未收額を該利益を處理する勘定の貸方と未收入金勘定の借方とに記入するにあるも、簡便記帳法としては未收額を該利益勘定の貸方に記入して其貸借差額を損益勘定に振替へ口座を締切りたる上、更に同口座の借方に繰越記入をなし、之を貸借對照表へ資産として現はすにあり。

第六節 未經過利益の整理

未經過利益とは當期に於て收入したる利益の内次期に適用すべき既收分を意

味し、收入利息、收入割引料、收入地代、收入家賃等につき發生することありとす。故に當期の損益計算を正確に行ふには、斯る未經過利益は之を當期の収益より控除して、次期へ一種の負債として繰越すを要す。

之に係る記帳法は未經過勘定を起して未經過分を其利益を現はす勘定の借方と未經過勘定の貸方とに記入するにあるも、此記帳法は次期に至り未經過勘定を再び該利益勘定に振戻すの手續あるが故、簡便記帳法として之を當該利益勘定の貸借双方に記入し、貸方に記入さるゝ繰越分を貸借對照表へ負債として現はすの處理法が一般に行はるゝものとす。

第七節 賣掛金に對する貸倒準備金

期末に於ける賣掛金總額即ち得意先元帳各口座の殘高合計は必ずしも實際に回収し得べき金額を現はすものにあらずして、多數の得意先を有する場合には如何なる營業に於ても多少の貸倒を生ずるは寧ろ免れざる所なり。故に決算に當りては其營業上の債權を將來確實に回収し得べき價額にて貸借對照表に現はし、

又其期間の純損益を正確に算出する爲め、多數の得意先に對し巨額の賣掛金を有する場合には、現在に於て既に回收の見込なきものを貸倒損失として處理するは勿論、尙將來の貸倒に對しても亦相當の準備金を設くるを以て最も安全なる方法となす。而して賣掛金につき將來の貸倒額を見積る方法として最も簡單に且つ最も一般に行はるゝは各營業期末に全債權未收額の一定割合を以て將來の貸倒高と見積るにあり。而して其割合は主として過去の經驗其他の事情を斟酌して定むるものとす。

賣掛金に對し貸倒準備金を設定する記帳法は、右準備額丈其期間の利益を減じ之を將來の貸倒に對する準備金として次期へ繰越すにあり。即ち此金額丈損益勘定又は貸倒金勘定の借方と貸倒準備金勘定の貸方とに記入するにあり。斯くて貸倒準備金は固定資産の減價償却準備金同様賣掛債權の評價をなす爲め同期定よりの差引額を現はす一種の評價勘定 Valuation a/o にして、常に賣掛金勘定と相關聯せしめ見るを要す。

次に貸倒準備金を貸借對照表に記載する方法に次の二法あり。

第一法

貸倒準備金を賣掛金より差引となし、即ち此表資産の部に表はす賣掛金は其記帳價額を以てせず、之より將來の貸倒見込額を差引きたる金額を以てす。

第二法

貸倒準備金を賣掛金より差引となさず、即ち賣掛金は資産の部へ其記帳價額にて表はし、同時に貸倒準備金を負債の部に表はす。

復習問題

- (1) 決算を正確に行ふため必要な棚卸整理事項を列挙すべし
- (2) 棚卸に包含せしむべき商品の範圍如何、又其數量計算及之が評價の正否と販賣總利益との關係如何
- (3) 減價の償却とは何ぞや
- (4) 取得價額金八千圓の機械に對し其二割の減價償却をなす時之を機械勘定に記入する場合と又機械減價準備金勘定を設定する場合とは其仕譯記帳に如何なる相違ありや

- (5) 評價勘定とは何ぞや
- (6) 未拂費用及未経過費用とは何ぞや、之等は決算に際し如何に處理すべきや
- (7) 未收利益及未経過利益とは何ぞや、之等は決算に際し如何に處理すべきや
- (8) 賣掛金の將來に於て生ずる貸倒見込額は如何にして定むるや
- (9) 賣掛代金未收額金壹萬圓に對し五分の貸倒準備金を設けたる場合及他日此賣掛金が參百圓貸倒となり右準備金より填補せし場合の各仕譯を問ふ
- (10) 貸倒準備金の貸借對照表に於ける表示法如何

第三章 財産目録

財産目録は商人の財産の内容實質を現はすべく、商法が商人に對し貸借對照表と共に毎決算期に其調製を命ずるものなり。而して茲に財産とは獨り資産のみならず負債をも亦含むものなることは、商法第廿六條の規定に動産・不動産・債權・債務其他の財産總目録とあるに徴し明かなり。

第一節 財産目録に記載すべき事項

商法第廿六條の規定は本目録に記載すべき財産の種類を次の五つに分てり。

- (一) 動産
- (二) 不動産
- (三) 債權
- (四) 債務
- (五) 其他の財産

暖簾・特許權・實用新案權・版權・商標權等も亦上記五種の内其他の財産なる分類に含まるゝものとして、本目録に記載するを要す。尤も之等を財産として取扱ふことには學者間に種々の議論ありて、一般には對價を支拂ひ他より有償取得をなせし場合に限り財産として記載するを認め、自ら原始取得をなせし場合は之に巨額